

# 価値判断の主体・対象相互依存モデル

## ——メタ倫理学におけるJ. マクダウェルの J. L. マッキー批判と志向性の概念——<sup>1)</sup>

伊 藤 克 彦\*

- I. はじめに—科学的实在論と法実践—
- II. J. L. マッキーによる価値と二次性質のアナロジー
- III. マクダウェルのメタ倫理学的立場
- IV. 志向性と行為の理由
- V. 今後の展望

### I. はじめに—科学的实在論と法実践—

私たちの認識や心の外側の世界には、素粒子や原子などの自然科学の理論で措定される対象が存在し、その外部世界の实在と対応する知識が客観的であるという直観は、おそらく多くの人が抱いていると思われる。しばしば、前者の自然科学的な対象に外部世界の实在を限定する存在論に関する主張は「科学的实在論」(scientific realism) と呼ばれ、後者の实在と対応する知識のみに客観性を限定する認識論の主張は「真理の対応説」(correspondent theory of truth) と呼ばれる。仮にこの主張を真に受けるのであれば、「自分の部屋に猫がいる」という命題は、自分の部屋の中に「猫」という有機化合物で構成される対象が外部世界に存在し、それが「自分の部屋に猫がいる」という命題と対応するがゆえに、真とされる。

このような「科学的实在論」と「真理の対応説」は、確かに自然科学の理論や実証を説明するうえでは、説得力があるように見える。しかし正義や権利などの

---

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第8巻第2号2009年7月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

1) この論文と同じテーマを既に [伊藤 2008a] [伊藤 2008b] で論じているが、この論文は特に [伊藤 2008b] の中の紙幅の都合で省略せざるを得なかったメタ倫理学に関する部分を詳細に論じたものである。

法的価値の妥当性、あるいはその法的価値を含んだ法的推論の妥当性を説明しようとする場合、この科学的实在論と真理の対応説の枠組の外に置かれるように見える。なぜならば、法的価値に対応するような対象が外部世界には存在しない、と一般的には考えられているからである。そして、法的価値は、素粒子や原子などの自然科学的な世界に直接的には包有されず、そのような外部世界と対応しない法的価値を推論の一部として扱う法実践は客観的ではない、という結論が導きだされるのではないかという疑念を引き起こす。

もし「法実践は客観的ではない」という結論を擁護するのであれば、法実践は、その内部で法的価値や法的推論の妥当性を論じているという現実を理論的に説明することが困難になる。自然科学の世界と法実践の世界は、その理論の妥当性を論じられる命題の正当化の方法に違いはあるのか、もしくは連続性はあるのか、という問題は1950年代の法解釈論争から続く、まだ解決されていない法哲学の問いの1つである。

私の問題意識と関連するために述べるのだが、法解釈論争以降において、このような問題はそれほど法哲学の内部では中心の話題として論じられなくなっている。私が推測するにあたって、これにはいくつかの理由が考えられると思う。1つは、J. ローレンズ (J. Rawls) 以降の実践哲学の復権が主張され、法哲学の議論が規範的正義論にシフトした際に、前述のようなメタ倫理的(メタ法価値論的)な問題を軽視する風潮が広がったことであり<sup>2)</sup>、ローレンズの規範的正義論が注目を浴びることがあっても、その背景にある「反照的均衡」(reflective equilibrium) や「カント的構成主義」(Kantian constructivism) のようなメタ倫理的な議論はこれまで注目を集めることは少なかったように思える。私が推測するもう1つの理由としては、自然科学のような理論知や客観性とは異なる実践知や間主観性のレベルで、法学はその妥当性を論じているのだという見解が暗黙の内に支持されたことであり、その見解の代表は田中成明の「対話的合理性」の議論〔田中

---

2) 例えば、田中成明は以下のような発言をする。

「もちろん、このことはメタ倫理的論議が無意味だということではなく、第一章で説明したように、メタ倫理的基準をそのまま持ち込んでも、それだけでは法的価値判断の正当性や合理性の問題をとらえ尽くすことはできず、問題の特殊=法的な側面を見誤りかねないことすらあるということである。」〔田中 1989 : p. 79〕

1989 : pp. 110-119, 245-258] である。また、この共通認識は、先に述べた規範的正義論の隆盛にも影響している側面があり、「事実」に関する議論では理論知を背景とする自然科学に譲らざるを得ない部分があるが、「価値」に関する議論は実践知の領域であり、法哲学で議論を行う優先度が高いと目され、実際に価値に対する議論に近年は重点が置かれてきたように思う<sup>3)</sup>。しかし、私はこの近年の法哲学の傾向に懐疑的である。

「科学的事実論」と法実践の問題に話を戻すが、仮に私たちの世界が自然科学で想定されるような科学的事実論の世界であり、その世界の対象と対応する知識が客観的なのだと仮定した時、その客観的だとされる世界の中にその世界観では説明できない主観的な事象（ここでは主に法的価値やそれを含んだ法的推論を想定する）が出現した場合、トーマス・ネーゲル（Thomas Nagel）の分類を借りれば [Nagel 1979 : pp. 210-211（邦訳 : pp. 326-327）]、以下のような選択肢の対応がこれまで法哲学では講じられてきたと思われる。

(1) 「還元」(reduction) 主観的な事象を客観的だとされる世界の中に、できる限り収容しようとする試み。すなわち、ここで論じる問題においては、法的価値を限りなく科学的事実論の世界へと還元しようとする試みである。例えば、「人権」は進化的生物学的な互酬性の原理により形成されたと説明する理論<sup>4)</sup>などがこの事例にあたるだろう。

(2) 「排除」(elimination) 前述のような自然科学への「還元」が失敗してしまった場合、その主観的な事象を、その客観的だとされる世界の中に存在しないと否

---

3) このような見解は、いくつかの哲学的な問題をそれほど詳細には検討してはいないのであるだろうか。例えば、それは理論知とは異なる実践知とは具体的にどのようなものかという問題であり、事実や価値とは果たして何かという問題であり、また本当にメタ倫理的な問題は解決されたのかという問題である。あらかじめ私の見解を述べるのであれば、私の「実践知」の理解は田中成明が提唱するようなJ.ハーバーマス (J. Habermas) 由来の「対話的合理性」の議論とはやや異なっており、事実と価値の問題に関しても、法哲学では水と油のように全く相容れないものだとして一般的に考えられているが、（確かに事実と価値は区別しなければならない側面もあるが）この2つの区別は必要以上に強調されすぎているように思われる。そして最後の「本当にメタ倫理的な問題は解決されたのか」という問題に対して、私は「解決されていない」と明確に主張する。

4) 例えば、[内藤 2007 : ch. 3, 5, 6] の一連の議論を参照。

定する試みも考えられる。この場合、法的価値は世界の中に存在せず端的に「主観的」だとされる。例えばある種の価値相対主義やメタ倫理学上の情緒主義(emotivism)などがこの例に当てはまるかもしれない。

(3)「併合」(annexation) (1)の「還元」が失敗し、(2)のようにその主観的だとされる事象の客観性や実在性を否定したくない場合は、この扱いにくい事象を客観的な世界へと包含させるために、その客観性とは別の新しいカテゴリー(例えば、間主観性など)で取り扱うという選択肢もこれまで講じられてきたと思われる。

日本の法哲学においては、特に若手の研究者の間でメタ倫理的な自然主義の立場をとることで(1)の「還元」の方法をとる論者が散見され<sup>5)</sup>、また碧海純一のように価値の客観性を否定する議論の支持も根強く残っているが<sup>6)</sup>、前述したように一般的に支持されている見解は、法的価値は自然科学的な世界の側には存在せず、そのレベルの客観性を達成することはできないが、間主観的に議論を行うことができるとする主張を例とするような(3)の「併合」の主張なのではないかと私は推測する。例えば、その見解の代表的立場であると私が理解している「対話的合理性」の議論を論じるにあたって、田中は以下のように述べる。

「このような二、三の例をみただけでも、法的思考の全面的な科学化は不可能であるだけでなく不適切でもあり、法的思考の科学化の意義を過大評価したり、い

- 
- 5) 例えば、[安藤 2007] [米村 2008] などの文献においては、明らかに価値を自然科学的な性質へと還元できることが主張されている。近年になり法哲学プロパーの間でも自然主義の主張を伴う論者が増えているのは、いわゆる G. E. ムーア (G. E. Moore) の自然主義的誤謬の議論における「未決問題論法」(open question argument) に対して、近年見直しや修正を迫る反論が提出されているからだと思われる(例えば、[Miller 2003 : pp. 12-25] [安藤 2007 : p. 107f] [米村 2008 : pp. 148-153] の議論を参照)。ところで、[碧海 2000 : pp. 215-222, 226-230] を見る限り、最近の自然主義の立場をとる論者よりも前の世代においては、自然主義に対するアレルギーが強かったのではないかと推測される。しかし、こうした自然主義者にして、碧海のような立場にして、存在論的前提として科学的実在論の立場を保持していることには変わりはない。
- 6) [碧海 2000 : pp. 230-243] の議論を参照。碧海もここで指摘するように [ibid : pp. 233-236]、M. ウェーバー (M. Weber) や H. ケルゼン (H. Kelsen) に代表されるような大陸の新カント主義の論者もこの分類に当てはまると思われる。

わんや自己目的としたりすることが本末転倒であることは明らかであろう。(中略) 以上のように、法的思考が科学的思考と基本的に異質のものであると同様に、法的思考独特の実質的論理を形式論理学によってとらえ尽くすことはできないと見るのが一般的な見方である。』[田中 1989 : p. 28]

すなわち、田中は法的価値の議論は自然科学的な客観性とは別に合理性や間主観的な妥当性を有しているものであり、そのレベルにおいて妥当性や正当性を問うことは可能だと主張するのである。

ところでこのような「併合」の議論で注目しなければならないのは、田中自身は明記していないものの、法的思考の妥当性のレベルとは別に自然科学的な客観性があることを前提として置いている時点で、存在論の立場として科学的实在論を前提としている傾向が強いということである。田中の「対話的合理性」の議論は、科学的实在論の世界の枠組から外れてしまう法的価値の存在を、ハーバーマスの議論を援用する形で、限りなく救おうとする試みと見ることもできるだろう。

以上のような田中の議論を鑑みれば、「私たちの心・認識の外側にある世界は科学的实在論の世界であり、価値はその世界から外れるエラー(錯誤)であるが、価値は合理的に議論を行うことができる」と主張したJ. L. マッキー(J. L. Mackie)の「錯誤理論」(error theory)と呼ばれるメタ倫理的立場は、法哲学で(暗黙裏に)多数が支持する世界観と適合する立場のように思われる<sup>7)</sup>。この存在論と認識論の立場を取ることで、自然科学の客観性を認めつつ、法実践や法学は自然科学とは別の基準で合理性や妥当性を論じていることを一見うまく説明できるからである。また、マッキーのメタ倫理的立場を明示的に支持する法哲学者として森村進がいる。例えば森村は次のように述べる。

7) 田中成明はメタ倫理的に「主観／客観」を問うことは間違っており(この議論における主な標的として、碧海純一の主張が念頭に置かれている)、実践哲学の復権を目指すことで法実践の合理性を目指すことは可能なのだと主張する[田中 1989 : pp. 52-93]。しかしながら、田中自身は自然科学の合理性そのもの(およびその背後にある認識論・存在論の前提)を検討や懐疑の対象としておらず、マッキーの議論と田中の議論は親和的(少なくとも両立可能)であるように思われる。

「私のメタ倫理学の立場は簡単に言えばマッキー (Mackie [1977]) 流の非認知主義に属するもので、〈規範道徳的判断については客観的な真偽を語れないが、それにもかかわらず合理的な議論は可能だ〉とするものである。」[森村 2006 : p. 10 (筆者註 : 引用文の中の「Mackie [1977]」は、[Mackie 1977] と同じ文献である)]

法哲学の中では、このような暗黙裏の前提に懐疑の目が向けられることは少ない<sup>8)</sup>。しかし、このような存在論もしくは認識論の前提に問題はないのだろうか。事実／価値の分離や科学的实在論の背景には、心と外部世界を完全に分離するデカルト主義的構図 (Cartesian view) の問題もある。哲学史上、デカルト主義はL. ウィトゲンシュタイン (L. Wittgenstein) の「私的言語の議論」(private language argument) [Wittgenstein 1958 : § 243-271] やH. パトナム (H. Putnam) の双子地球の思考実験による「言葉の意味は頭の中にある」とする議論 [Putnam 1975]、G. ライル (G. Ryle) の『心の概念』[Ryle 1949] などで批判の標的とし

- 8) このようなメタレベルの前提を検討することは、あまりにも抽象的すぎて実践から離れすぎていくという見解もあるかもしれない。しかし法哲学者というよりも、法哲学に関心のある哲学者側からの見解であるが、以下のような指摘がある。

「つまり、ヒュームの行った「事実と価値の峻別」は近代初頭という時代の偶然的時代の産物であり、その意味で、制度的であり、人為的であり、規約的でもある。そしてその影響は強く、われわれは二十一世紀を迎えようとしている現在も、近代という制度、オントロジーの強い制約のもとにあるように見える。法言語論の分野においてさえも。」[坂本 2000 : p. 157f]

つまり、いわゆる「科学的实在論」という近代流の存在論は、近代科学成立のために作作的に定着させられた制度である可能性があり、その「制度」(この坂本百大の表現する「制度」という言葉は、[坂本 2000] で議論されている「制度的事実」(institutional fact) という概念に影響を受けている) に、現在の法哲学は今も強い影響の下にあるのではないか、という指摘である。特にこの「制度」の強い影響の下にあるのは、脚注2で挙げたメタ法価値論において自然主義的な傾向の強い論者である。例えば以下のような文章を上坂本の指摘と比較されたい。

「例えば、「熱」という概念と「分子運動エネルギー」という概念は概念自体としては同じものでないがその特質は等しい。「私は『熱』が欲しいのであって、『分子の運動エネルギー』などどうでもよいのだ」という御仁に分子の運動エネルギーを欠いた「熱」を提供することはできない相談である。」[安藤 2007 : p. 113]

私は法哲学において、その科学的实在論という「制度」の影響が強く残っているのは、特にメタ法価値論と呼ばれる分野であると考えており、この論文はその問題を考察するための1つの試みでもある。

てきたとされるが、法哲学はその批判を真剣に受け止めているのだろうか。

また、マッキーの議論は80年代以降にメタ倫理学上で様々な批判や検討が向けられてきた。特にマッキーが依拠する「二次性質」(secondary quality)の議論を軸に、その背景にある科学的实在論やデカルト主義の立場を批判した哲学者として、現在私がある議論の方向性にシンパシーを抱いているJ・マクダウェル(J. McDowell)がいる。本稿では、このマッキーとマクダウェルの議論を追いながら、価値の存在論と認識論の問題を検討し、最後にこれらの議論が法哲学に与える意義を考察する。そのため必然的に本稿はメタ倫理学およびその背景にある分析哲学の議論に深く立ち入ることになる。また、この2人の議論で想定されている価値とは主に道徳的価値であり、法的価値とは微妙に異なる。しかし、今の私の能力ではマクダウェルの議論を通さなければ法的価値を説明することはできず、IV. 3. で論じられる「行為の理由」という側面において、私が現在考えている道徳的価値と法的価値の相違点が述べられることになる。

## II. J. L. マッキーによる価値と二次性質のアナロジー

先に述べたように、法哲学が暗黙裏に前提としている存在論および認識論の前提と親和的であるマッキーの「錯誤理論」は、マッキー自身の言葉を引用すると以下のようなものである。

「錯誤理論 (error theory) によれば、道徳判断をするときに、たいていの人が、とりわけ客観的に何か指図的なものを指示していると暗に主張するけれども、この主張は全て偽 (false) である」[Mackie 1977 : p. 35 (邦訳p. 39)]

マッキーが述べるところによると、確かに、「人殺しは道徳的に悪い行為である」など客観的な価値の存在を前提とするような日常言語の用語法や社会制度が現実には見受けられるが、実はそのような客観的価値は存在せず、その言語や制度が道徳の「客観的価値」が存在するように錯誤 (error) を引き起こしていると主張し、それを「錯誤理論」(error theory) と呼ぶ。またこの立場は、価値はこの世界に存在せず、心的作用が世界へと投影 (project) され価値が生み出

されるとする「投影主義」(projectionism)の立場も伴っている<sup>9)</sup>。

### 1. 「錯誤理論」の論拠

「錯誤理論」を支える根拠は、「相対性に基づく論証」(the argument from relativity)と「特異性に基づく論証」(the argument from queerness)の2つである。「相対性に基づく論証」によれば、道徳規範は時代や場所によって変遷し、共同体内の中であっても意見が別れてしまうことがあり、科学法則のような強い客観性を期待することは難しい[Mackie 1977 : p. 36 (邦訳 : p. 39f)]。また、「特異性に基づく論証」においては、仮に道徳規範において客観的な価値が存在するとしても、それはこの原子や分子からなる世界とは全く異なる実体(entities)であり、それを知覚するためには、特別な能力を必要とする主張する[*ibid* : pp. 38-42 (邦訳 : pp. 43-49)]。

しかし私見によれば、「相対性に基づく論証」が正しいのであれば、燃焼はある時代においてはフログストーンという物質の放出であると考えられたのに対して、現代においては、酸素との化学反応と考えられているという事例のように科学法則が時代を経て変遷するのはなぜかということ十分に説明できないように思われるし<sup>10)</sup>、「特異性における論証」においても、マッキーが道徳に客観性を認めるメタ倫理理論として、G. E. ムーア流の直観主義(intuitionism)しか想定していない[*ibid* : p. 38 (邦訳 : p. 43)]ことに疑問符が湧く。また、マッキー自身が指摘するように、マッキーが前提とするような経験主義的認識論は道徳的知識だけでなく、本質、数、同一性といった知識も説明できない[*ibid* : p. 39 (邦訳 : p. 44f).]。

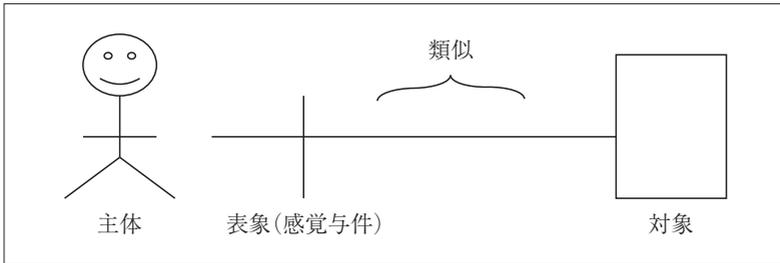
9) マッキー自身は、自らの立場を「投影主義」だとは明言していないが、マッキーの立場の存在論・認識論的立場が投影主義者であることを自認するS. ブラックバーン(S. Blackburn)に影響を与えていることから、マッキーも投影主義者であるとする指摘はしばしば見受けられる。例えば、[McDowell 1987 : p. 152]を参照。

10) マッキーは科学法則に意見の相違があることを認めるが、これは不十分な証拠に基づく推論や仮説に基づくためだと説明している[Mackie 1977 : p. 36 (邦訳 : 40)]。もしそうであるならば、道徳法則も十分な証拠や判断材料があれば、妥当な道徳判断へと導くことができるのだろうか。もちろん、科学法則よりも道徳規範の方が相対的に意見の相違が多いことは考えられるが、その論証だけで「道徳上の客観的価値は存在しない」という結論を擁護するには、やや根拠が弱いように思われる。

この2つの論証とは別に「錯誤理論」を支える根拠として、マッキーは道徳的価値を色や匂いのような「二次性質」と同様のものと考え、形や重さのような「一次性質」のような性質とは区別するのだと主張する。マッキーの主張を要約すると以下ようになる。色のような「二次性質」は、対象物の表面の微粒子や運動のパターンで成り立っており、それが対象の表面からの光の反射によって、我々に色の感覚を生み出しており、色という性質は対象に属するわけではない。そのため、色という性質は「色」という概念が言語実践でどのように使われているかを分析しても、色の性質の正しい分析にはならない。これは、第一階の部分で、人々がある概念を慣習・制度上を受け入れていることを説明するだけでは二次性質の説明としては不十分であり、第二階の部分（メタレベル上、存在論上）において、その言語実践から離れて、その概念が外部世界とどのように適合しているのかを説明しなければ、二次性質を説明することにはならないという主張も伴う。道徳的価値も二次性質と同様に、道徳実践において「善い」などの道徳的価値の概念がどのように使われているかを分析するだけでは不十分であり、その概念がどのように外部世界と適合しているのかを説明しなければならない。道徳的価値の概念において外部世界の対象と対応するものは存在せず、諸言明の意味の説明で存在するものについての十分な説明とみなすことから錯誤（error）が生じやすく、この道徳言明は錯誤を生じやすいという特徴が錯誤理論を主張する根拠となっている [ibid : pp. 15-20 (邦訳 : pp. 7-16)]。

二次性質は外部世界に帰属しないが、形や重さなどの一次性質は外部世界に帰属するとマッキーは主張する。しかし素朴な疑問として、（やや観念論的な発想かもしれないが）形や重さも色や匂いと同様に、触覚や視覚や言語実践などの人間の認識に依存して知覚されている。人間の認識に依存しない性質をそもそも人間が知覚できるのだろうか、そしてそもそもそのような人間の認識に依存しない性質など存在するのだろうか。

## 2. マッキーの認識論における一次性質の特権性



(図1)<sup>11)</sup> J. L. マッキーの「類似」(resemblance)の図式

マッキーは、ジョン・ロックの認識論を研究した著作 [Mackie 1976] で、この一次性質と二次性質の区別する理由についていくつか論拠を挙げている<sup>12)</sup>。

マッキーの認識論は、ロバート・ボイル (Robert Boyle) や他の科学者が提唱し、ロックが受け入れた「粒子理論」(corpuscularian theory) に強い影響を受けている [ibid: pp. 17-18] が、これによれば、光や色のように世界を構成するものは全て「粒子」に分解することができるのだとする。そのような「粒子」の存在は、ニュートンからアインシュタインに至るまで物理学のフレームワーク(あるいは「粒子理論」から現代の「量子力学」に至るまでの物理学のフレームワーク)によって存在を証明することができる。いわば、物理的世界を構成する一次性質は物質世界の「本質的な特徴」(intrinsic feature) であり、我々の認識は外部世界のありのままの姿と「類似」(resemblance) することができる(図1参照)<sup>13)</sup>。しかし色のような二次性質は、仮に「赤」のような性質が見えることがその場にいる全員で一致したとしても、色が何らかの客観的な特徴と対応し

11) この図は [Searle 1983 : p. 59 (邦訳 : p. 80)] を参照して、やや自分の関心に沿って改変した。

12) マッキーと同様に、一次性質と色のような二次性質を区別する20世紀の英米圏の代表的哲学者として、B. ラッセル (B. Russel) がいる。ラッセルは、テーブルの色の事例を挙げ、照明を当てたときや色盲やサングラスをかけた人にとっては違う色に見え、色はテーブルだけに属する性質ではなく、テーブルと観察者およびテーブルへの光の当たり方に依存するのだと論じる [Russel 1912 : ch. 1]。

ているのかどうかを物理学の理論では証明できない。例えば、アーモンドが「固い」という一次性質はアーモンドの原子・分子による直接の作用だが、アーモンドが「茶色い」という二次性質は、アーモンドの原子・分子による構成が人間の知覚に作用する。そのため、物理学のフレームワークでは存在が説明できないために、二次性質を存在が証明できる「粒子」に還元した方が都合が良い<sup>14)</sup>と主張する [ibid: pp. 17-28]。

更に、マッキーはアリストテレスに由来するアイデアであるとする論拠を挙げる。(世界の中の)対象は、視覚と触覚の組み合わせなど、複数の感覚で知覚をもたらすことができるが、二次性質の場合は、視覚のみ、触覚のみなど単体の感覚でなければ捉えることができない。なぜならば、一次性質は、対象となる物質の本質的な特徴と「類似」するが、二次性質は外部世界の一部と人間の感覚器官と神経が単に作用しているだけにすぎず、外部の対象と何も「類似」していないとする。例えば、立方体の一次性質は、立方体の平面を二次元で視覚によって捉え、触覚で立方体の奥行きを捉えて、複数の感覚が協同することで初めて三次元で経験の「本質的な特徴」を捉える<sup>15)</sup>。このアリストテレス由来のアイデアは極めてロックの考え方と似ているとマッキーは指摘する。これに対して、食べ物の味と匂いのような二次性質は複数の感覚で捉えられるのではないか、という反論が呈されるだろうが、これは食物という物質の対象の「匂い」と「味」の因果関

- 
- 13) マッキーの「類似」の議論は、認識論におけるいわゆる「センス・データ」(sense data) (感覚与件) の議論と深く結びついている。「センス・データ」の議論の枠組でマッキーの議論を説明するのであれば、私たちは直接外部世界の対象を認識するのではなく、「センス・データ」を通して外部世界の対象を認識しており、対象の一次性質に関しては主体の「センス・データ」との対応関係が「類似」の力によって保証されるというのである。しかし、そのような対象と「センス・データ」の対応関係が保証されることの論拠の脆弱さが後にマクダウェルに批判されることになる(この点については、Ⅲ. 2. で再度論じる)。
- 14) 明示的には述べられていないが、もちろんこのようなマッキーの主張の背景には、世界の存在物をできるだけ少なく構成しようとする、いわゆる「オッカムの剃刀」が念頭にあると思われる。
- 15) この問題は、「今まで触覚で『四角形』を認識していた視覚を喪失した人が、ある日突然視覚を獲得したとして、今まで捉えていた『四角形』を認識することができるか」という問題を巡ってロックとバークリーが論争を行ったモリニュー問題 (Molyneux problem)、のマッキーの解釈が関わっているが、この問題は紙幅の問題で省略する。[Mackie 1976: pp. 29-32]

係のメカニズムが近いからだ」と、反論を退ける [ibid: pp. 28-29]。

また、複数の感覚のチャンネルで一次性質は捉えられるため、一次性質は二次性質よりもより多く私たちの経験と関連し合っている。例えば、色盲の人が自宅に帰宅することは可能であるだろうが、大きさや形を把握できない人が自宅に帰宅することはほぼ不可能だろう。このことにより、一次性質は多数の感覚を我々の経験に派生させる「傾向性」(disposition)を持つが、二次性質は単体の「傾向性」しか持たない<sup>16)</sup>とマッキーは述べる [ibid: pp. 33-36]。

マッキーの立場を要約するのであれば、一次性質は対象のもつ「本質的特徴」であるため、複数の人間の知覚・感覚で認識が行われ、そうして捉えられた人間の観念が外部世界の対象と「類似」するが、二次性質は「本質的特徴」ではないため、単体の感覚でしか認識できず、二次性質は、一次性質から構成される世界から人間の心に働きかける「傾向性」と呼ぶべきであるとまとめることができよう。そのため、色という二次性質そのものは対象に帰属するというよりも、対象の「色素」という一次性質が我々に働きかけて心的作用によって「色」という二次性質を作り上げており、二次性質は外部世界に存在しないにも関わらず、言語や実践においては色の存在が前提とされるため、二次性質の存在はエラーであるというマッキーの主張が成り立つ。価値も二次性質と同様に、外部世界の因果関係が限定された形でなければ認められず<sup>17)</sup>、価値の实在を前提とする私たちの道徳実践はエラーとなる。

しかしながら、マッキー流の認識論およびメタ倫理学上の錯誤理論が成立するためにはある前提が必要になり、それに派生するいくつかの問題点が存在するように思える。

第一の問題点として、(複数の感覚で把握するとはいえ) 一次性質を人間が認

---

16) この主張を行う論者として、マッキーはジョナサン・ベネット (Jonathan Bennett) の名前を挙げるが、ベネットは二次的性質に対してまったく外部世界の实在との因果関係を認めないが、マッキーは二次的性質に限定した因果関係を認めるとして、立場の違いを強調している [Mackie 1976: pp. 34-35]

17) 例えば、「老人に席を譲るのは善いことだ」という言明があった場合、「老人に席を譲る」という出来事の外部世界の存在は認められるが、「善い」という性質そのものが外部世界に帰属するわけではないため、マッキーの主張によれば、「善い」はエラーとなるわけである。

識する場合も人間の心的作用を通してでなければ認識することはできないのではないか、という疑問点がある。マッキーは外部世界に人間の知覚とは別に成立する一次性質が構成される世界を前提として想定するが、その人間の知覚とは別に成立する性質が人間の知覚を通してでなければ認識できないということは、何か説明に問題がないだろうか。また仮にその前提が正しいとしても、一次性質を持つ「本質的特徴」も心的作用を通してでなければ把握できないため、それらが持つとされる複数の「傾向性」と二次性質を持つとされる単体の「傾向性」をそれほどマッキーが想定するほど明確に区別することが難しいのではないかとこの疑問が湧く。

第二の問題点として、マッキーの錯誤理論の背景にある科学実在論的あるいは物理主義的な理論的動機付けに疑いを持つ。一次性質も結局のところは人間の認識で知覚されるにも関わらず、なおマッキーは人間の認識と切り離された外部世界を前提とする。このマッキーの存在論は、外部世界と人間の認識を明確に分離するデカルト主義的な実体二元論的 (substance dualism) な色彩が強い。マッキーが一次性質のみを外部世界に帰属させたい動機は、物理学を模範とする自然科学の世界と存在論一般を適合させたいからである。しかし、なぜ物理学が説明する世界が世界の説明として正しい説明なのか、物理学が説明を行うこともないし、マッキー自身も明示的な説明を行っていないように思えるのである。

上記の問題点は、マッキーの「錯誤理論」の現在の継承者であるブラックバーンの「準-実在論」(quasi-realism)<sup>18)</sup>にも共通する。ブラックバーンは、錯誤理論のように通常の道徳言明がエラーだとは主張せず、道徳言明に真偽を問うことができ真理値を付与することができることを主張する。しかしながら、道徳的価値は外部世界に帰属するものではなく、価値は世界に帰属するものではなく我々の感情が世界へと投影 (projection) されたものであると想定する点で、マッキーの「投影主義」的な存在論と共通点を持つ。価値が世界の側に存在しないにも関わらず、道徳言明の真理値の付与を主張することで現実の道徳実践を説明することをブラックバーンは目指すが、この立場は、マッキーの錯誤理論を認識論 (ある

18) ブラックバーンの「準-実在論」については、[Blackburn 1984 : ch. 5-6] [Blackburn 1993]などを参照。

いは言語哲学)では修正し、存在論的に継承する立場と言い換えることができるかもしれない。認識論的に修正を行ったとしても、人間の認識とは独立した外部世界が存在し、その外部世界は科学理論によって説明されるという前提、つまり科学的实在論を前提に置くという点でブラックバーンとマッキーは同じ構図を共有するのである。

### Ⅲ. マクダウエルのメタ倫理的立場

これまで検討を行った、マッキーの錯誤理論やブラックバーンの準-实在論が暗黙裏に前提とする「価値はこの世界に存在せず、我々の心が世界に投影されている」という投影主義的な存在論の前提は、果たして問題はないのだろうか。このようなマッキーとブラックバーンの立場に対して、執拗に反論を加え、メタ倫理学に議論を巻き起こしているのが、マクダウエルの独特の道德实在論<sup>19)</sup>の立場である。

#### 1. 道德実践と規則遵守

そもそもマクダウエルのメタ倫理的関心は、ウィトゲンシュタインの規則遵守 (rule-following) の議論の倫理学における意義をあるウィトゲンシュタインのシンポジウムで発表した際の議論から始まっている。この議論は「非認知主義と規則遵守」(Non-Cognitivism and Rule following) [McDowell 1981] という論文で公刊されているが、マクダウエルによれば、メタ倫理学上の非認知主義者は、何が実在するかということ、何がその事物それ自身に備わっているのかということと同一視し、行為主体の視点から独立した対象を知覚することができるという、「18世紀の心の哲学」の前提を暗黙に置いている。この非認知主義者<sup>20)</sup>の前提は、対象の真の特徴 (genuine feature) を把握することで知覚の真偽を判断するというアイデアに変貌する。例えば、マッキーが取り上げた二次性質の議論は、二次性質は一次性質のような实在の真の特徴を保持しないため、エラーとなる

---

19) もっとも、これから論じるように、マクダウエルの立場が従来のメタ倫理学における「道德实在論」というカテゴリーに該当するものかどうかは、微妙な問題を含む。しばしば、マクダウエルの立場を「感受性理論」(sensible theory)と呼ぶ論者もいる。

[McDowell 1981 : pp. 198-199]。

しかし、ある判断や発話が正しいかどうかは、非認知主義者のように何が対象の真の特徴を見つけることなのかというよりも、異なる対象を単一の概念に適用することを学ぶことであり、「同じ行為をしている」ことを続けるという実践の中にその判断は属さなければならないとマクダウェルは主張する [ibid : p. 203]。ここでマクダウェルはマッキーと同様に二次性質の判断と価値判断の共通点を挙げるのだが、前述の異なる対象を同一の概念に適用するという構図を基にすれば、二次性質はある視覚経験をどのカテゴリーの「色」に分類するのかを学ぶことであるが、価値もある特定の状況をどのカテゴリーの「評価語」で学ぶという点で、アナロジーが成立するのだとする [ibid : p. 199]。

この異なる対象を同一の概念に適用するという構図は、一見「規則」という客観的なルールに沿って、私たちの主観的な「概念の適用」という心的作用が車輪としてそれに合わせて動いているように見えるかもしれない。しかしウィトゲンシュタインの『哲学探究』[Wittgenstein 1958]における「規則遵守」(rule-following)の議論は、規則と概念適用の関係をルールと車輪になぞらえるモデルを否定する。例えば「2を足す」という算術の操作において、「2, 4, 6, 8, …」と演算を続けてきた人が、演算が1000を超えた時点で「1004, 1008, 1012」と演算を続けて「私は2を足し続けている」と主張する人の事例を挙げて、「2を足す」という一見単純に見える規則だけでは、概念の適用の正誤を判定することはできないという議論であった。マクダウェルはこの議論を取り上げ、概念の適用の正誤の基準を言語や数学の実践の外側から基礎付けようとする試みを批判する。メタ倫理学上の非認知主義者は、概念適用の「ルール・車輪モデル」に沿って、レ

- 20) このマクダウェルが「非認知主義者」の代表的な論者として、マクダウェルが念頭に置いているのは、マッキーとヘアであるが、少なくともマッキーに関しては、非認知主義者と分類できるかどうかは疑問の余地がある。なぜならば、マッキーは存在論上においては道徳言明に対応するような道徳的事実が世界に存在しない（つまり、道徳的反実在論）ため、道徳言明は真偽を前提とする場合はエラーであるが、道徳的实践や道徳的言明の中では客観的価値について論じられることを認めており、また合理的にそれを議論することも可能だと述べているため [Mackie 1977 : ch.4-5 (邦訳：4-5章)]、仮に、道徳言明の「真偽」ではなく「合理的かどうか」という基準を、認知主義・非認知主義の区別の基準なのだと解釈すれば、マッキーを認知主義者と分類することも可能となる。マクダウェルと同様に森村進もマッキーを非認知主義者と分類する [森村 2006 : p. 10]。

ルに例えられる客観的な概念適用の基準を、道德実践の外側に求め、例えば、マッキーやヘアは評価語を非評価語で分析する。しかしワイトゲンシュタインの議論が示すように本来概念の適用は実践の内部の中でなければ、理解不可能であるにも関わらず、実践内部とは異なるカテゴリーで分析する非認知主義者の試みは、我々の住む世界の存在者とは異なるカテゴリーの抽象的存在者に正誤の基準を基礎付けようとするプラトニズム（つまり、マッキーが批判するタイプの直観主義）とほとんど変わりがないのではないか、という疑問をマクダウェルは問題提起として投げかける。

## 2. マッキーの「類似」概念に対する批判

「非認知主義と規則遵守」の論文の中ではやや不明確であったマクダウェル自身の立場は、「価値と二次性質」(Values and Secondary qualities) [McDowell 1985] という論文でマッキーの立場を批判することで自分自身の立場を明らかにしていく。

一次性質と比べて二次性質の経験が誤りうる可能性が高いということは、しばしば「錯覚論法」(argument from illusion) と呼ばれる議論<sup>21)</sup>によって主張される。しかしマクダウェルによれば「適切な条件下」であれば、「赤い」という二次性質を捉える障害は何もないという。例えば「赤い」対象が外部世界に存在しなければ、主体の恣意的な想像で、「赤い」と知覚することはほとんどありえない。その意味では二次性質は主体の判断から独立している [McDowell 1985 : p. 134]。

マッキーの説明では、ロックの「類似」のアイデアを援用することで一次性質をほとんど誤りうることのない「完全に客観的な」(thoroughly objective) な性

---

21) 「錯覚論法」とは、蜃気楼や「ミュラー・リエルの錯視」などの錯覚の事例において、それがいかに主体に現実にあるように見えても、そのような錯覚に対応するものは外界に存在せず、そのような知覚体験は決してものの性質を写しているのではなく、主体の心的体験の中でのみ存在するものであるとする、直接知覚説を反駁するための懐疑論の一種である。古くはデカルトとヒュームの時代には対象と表象の二元論を擁護するためにこの論法が援用され、また20世紀に入り、認識論におけるセンス・データ(感覚与件)の議論を擁護するためにもこの論法が例証の1つとされた [黒田 1983 : pp. 245-258] [菅 1988 : pp. 14-18]。

質と捉える。しかし、マッキーが批判するようなプラトニズム的な直観主義のアイデアとこれはあまり変わりがない。すなわち直観主義は「善」という性質が私たちの実践の外部に存在し、その外部の「善」の性質に言及すれば、道徳的価値の説明として十分だとする。これはしばしば「善」の「自明性」(self-evidence)とも呼ばれる。一方、一次性質の場合も、我々の実践の外部に存在する一次性質に言及すれば、世界の説明として十分だとされる。すなわち、直観主義もマッキーの錯誤理論もある性質を「自明性」が成立するものとして自明視するという点では変わりはなく、世界の説明における「理由」<sup>22)</sup>の役割を十分に考慮していないのである [ibid : pp. 132-135]。

マッキーの説明によれば、主体が二次性質を視覚だけで捉えることは誤りうるため、「完全に客観的」で「類似」する一次性質の観念によって二次性質を捉えなければならないという。しかし視覚で二次性質を捉えるという方法以外のどのような方法で二次性質を捉えることができるのかが不明瞭であるし、また二次性質を一次性質で説明することは果たして二次性質の説明として十分なのだろうかと疑問が湧く。結局のところ視覚で「赤さ」という二次性質を捉える以外に、二次性質を認識する方法はないとマクダウェルは主張する [ibid : p. 135f]。

マッキーが依拠する「類似」のアイデアの背景には、外部世界の「(表象される)対象」と主体の認識の「(対象の)表象」の対応関係 (veridicality) という問題が潜んでいる (II. 2. における (図1) を参照)。マッキーが仮定するように一次性質で幻覚が起こった場合でも、「対象」と「表象」の間の対応関係を保証する。すなわち「類似」の力が働けば、対象と表象の対応関係の証明や説明は必要ないのである [ibid : p. 137]。ところでこの「対象」と「表象」の対応関係の議論は、ウィトゲンシュタインの『哲学探究』[Wittgenstein 1958] の139-141節で議論された「立方体の投影図」の解釈の議論<sup>23)</sup>を思い起こす。ウィトゲンシュタインの議論によると、二次元の「立方体の投影図」とされる対象は、論理的には「三

22) この箇所における「理由」とは、私は解釈する限り「行為の理由」(reasons for action) であると考えている。「行為の理由」については、VI. 3. でまた論じる。

23) このウィトゲンシュタインの議論を紹介した、飯田隆の解説も参照 [飯田 1987 : pp. 87-90]、[飯田 1997 : pp. 234-239]。また、『哲学探究』の有名なアヒル・ウサギ反転図も同様の論点を提示していると思われる [Wittgenstein 1958 : pt. II, xi]。

つの菱形」とも「三角錐」とも解釈することができる。そして二次元であってもこの「立方体の投影図」は「形」なのであるからおそらくロックやマッキーの論じる「一次性質」のリストに入っていることであろう。もちろん「立方体の投影図」とされる対象は「立方体」という概念を適用することが我々の自然な反応であるが、「対象」だけでは（我々の解釈が同時に伴わなければ）、その「立方体」という概念や解釈が適用される保証は何もないのである<sup>24)</sup>。

マッキーは一次性質を持つとする「経験の本来の特徴」が主体に対して表象を構成する「表象的内容」(represent content)を伝える特別な伝達手段を持つとマッキーは前提とする。しかしマクダウェルが主張するところによれば、「表象的内容」を伝える伝達手段は一次性質も二次性質も変わりはない<sup>25)</sup> [ibid : pp. 136-138]。

マクダウェルは前述した議論によって、マッキーの議論を批判し、一次性質、二次性質および価値を「マニフェストイメージ」(manifest image)と呼ばれる認識モデルで捉えることを提案する。「マニフェストイメージ」においては、全ての対象に帰属する性質は同等のものとして捉えられる。一方、一次性質の特権性や「類似」のアイデアを前提とするマッキーの認識モデルは「科学的イメージ」(scientific image)とマクダウェルは呼ぶ。マッキーが「類似」のアイデアにこだわるのは完全に客観的な実在から構成される外部世界という「科学的イメージ」の中で主観／客観の問題を捉えようとしているからである [ibid : pp. 138-141]。

### 3. 実在の説明テスト

マクダウェルは、先に挙げた「非認知主義と規則遵守」の論文の中で、「道徳的価値は世界に存在する」とするというテーゼを打ち出す [McDowell 1981 : p. 216]。ただしここで論じられる「世界」は一般的に人々が想定している外部世界とは異なるのだが、そのマクダウェルが議論の前提とする「世界」を「価値と二

24) 飯田隆は三次元の場合でも、この対象を解釈する様々な選択の余地があることを強調する [飯田 1997 : p. 238]。

25) マクダウェルはこの論文では明示していないが、この議論は経験主義における「経験的内容と概念枠の二元論」を批判したD. デイヴィッドソン (D. Davidson) の議論が背景にあると思われる。[Davidson 1974] を参照。

次性質」の論文ではより明確に論じている。

マッキーも含めて価値の非実在を擁護する論者は、しばしば「価値は説明上の余剰物である」と主張する。この論法を要約すると、科学理論において原子や分子などの実在が観察されることは、科学理論にとって必要不可欠である。しかし道徳的価値を説明する場合には、外部の道徳的事実が観察されなくても、主体の感情や認識だけに言及すれば、説明できる。よって、道徳的事実などという我々に理解不能な対象（存在）を外部世界に無闇に増やすべきではなく、道徳的事実なるものは存在しないというものである<sup>26)</sup>。

しかしマクダウェルはこの主張に異議を唱える。マクダウェルは、主体の認識や感情に言及するだけでは道徳的価値を我々は理解できないというのである。マクダウェルはこのことを説明する事例として「恐ろしい」(fear)という評価語の適用を挙げる。マクダウェルが主張するところによれば、主体の認識と共に「恐れるに値する (merit) 状況」のような世界の対象や事態を同時に説明することができなければ、私たちは「恐ろしい」という主体の反応を理解できないというのである。しばしば道徳反実在論者は、「恐ろしい」という主体の反応を説明するために、主体の「恐怖の傾向性」やあるいは主体の感情の(準)機械的メカニズムによる創出などの手段で説明を試みる [McDowell 1985 : pp. 141-146]。

例えば、マクダウェルが挙げている例ではないが、以下のような事例を考えてみよう。

事例(1):「私は、私の内部から恐怖の傾向性(感情)が沸き起こることが、恐ろしい。」

26) マクダウェルが「価値と二次性質」論文において、この論法で価値の非実在を擁護する論者として挙げているのは、マッキー [Mackie 1977 : pp. 42-46 (邦訳 : pp. 50-55)]、ブラックバーン [Blackburn 1981]、G. ハーマン (G. Harman) [Harman 1976 : ch. 1] である [McDowell 1985 : p. 142, n. 38.]。ただし、この論法はそれぞれの論者で微妙にニュアンスが異なっており(例えば、ハーマンは科学理論と道徳理論の非対称性をこの論法で強調しているが、他の2人の論者に比べて、「道徳的事実」の非実在については他の2人の論者に比べてそれほど強調していない)、この要約は、マクダウェルの批判対象をわかりやすくするために、やや強引に3人の論者の主張をまとめていることをお断りしておく。

事例(2):「私は、私の脳内から過剰に脳内物質が分泌されていることが、恐ろしい。」

この2つの事例は主体の認識(あるいは認識プロセス)のみに言及して「恐れる」という反応を説明しようと試みているが、これは「恐れる」という反応の説明として不十分だとマクダウェルは論じる。恐らくは、(これもマクダウェルが挙げている事例ではないが)次のような事例が「恐ろしい」という評価語の説明として通常の言語実践の中で私たちが理解可能な事例<sup>27)</sup>である。

事例(3):「私は、台所でゴキブリが飛んでいたことが、恐ろしい。」

事例(4):「私は、テスト勉強を全くしてないということが、恐ろしい。」

事例(5):「私は、ジョージ・W・ブッシュが8年間も大統領に在任していたということが、恐ろしい。」

これらの3つの事例を、通常の(言語)実践の中では「なぜ主体が恐れているのか?」の説明として、用いられているだろう。前半の2つの事例と違い、後半の3つの事例は主体の認識や判断と共に「ゴキブリが飛んでいた」、「テスト勉強

---

27) マクダウェル自身が例として挙げている「おかしさ」(the comic or funny)という評価語の事例 [McDowell 1987: pp. 155-162] と、マクダウェルの議論に影響を受けたパトナムの「残酷さ」(cruel)という評価語の適用事例の議論 [Putnam 2002: pp. 34-43 (邦訳: pp. 39-52)] も参照。また、マクダウェルに批判的な美濃正は、マクダウェルのこの箇所における「理解可能」性に疑問を持ち、「まんじゅうが恐ろしい」という事例を挙げて、「怖い」という評価語の客観性に言及しなくても、「そのまんじゅうに毒が入っている」という事実の論拠を挙げることで、「まんじゅうが怖い」という他者の言明を理解することが可能だと論じる [美濃 2000: p. 6f]。しかしこれは、マクダウェルの主張を完全に誤解している。マクダウェルは「怖い」という評価語単独での客観性を論じているわけではない。「怖い」という評価語は主体の反応や心理状態だけでは主体の反応を理解することができず、「まんじゅう」という評価対象を伴わなければ理解できないと主張しているのである。そして仮に、「まんじゅうが怖い」という判断に納得できなければ「まんじゅうが怖い」と判断した主体に対して、「まんじゅうに毒が入っていると思うからだ」と、「判断」という行為における理由を問うことができ、私たちは「まんじゅうが怖い」という主体の「判断」という行為を理解することができるのだ、とマクダウェルはおそらく反論するであろう。この「行為の理由」の問題については、また後のIV. 3. で論じる。

をしていない]、「ブッシュが8年間大統領に在任した」という「世界」の事態や対象も同時に説明している。このように主体の認識とその「恐ろしいと値する」対象を同時に説明しなければ、「恐れる」という主体の反応を理解できないだろうとマクダウェルは述べる。つまり行為主体の認識とその判断の対象は相互依存関係にあるのである。

また、「ゴキブリが飛んでいた」、「テスト勉強をしていない」「ジョージ・W・ブッシュが8年間も大統領に在任していた」という世界の事態は少なくとも主体の恣意的な想像では変更できない。マクダウェルはこの「主体の恣意的な想像では変更できない」という部分に対象からの制約と客観性が価値判断にあることを強調する。

Ⅲ. 2. でも述べたように、マクダウェルは「マニフェストイメージ」(manifest image)<sup>28)</sup>と呼ばれる認識モデルにおける客観性と「科学的イメージ」(scientific image)と呼ばれる認識モデルにおける客観性を区別した [ibid : p. 138]。それによると、マッキーは、明らかに「科学的イメージ」における客観性のイメージにとらわれすぎている。ここで述べる「科学的イメージ」とは、マッキーの存在論および認識論の立場において顕著のように、人間の認識から完全に分離している客観的な実在から構成される外部世界に基づいて主観／客観を捉えようとする立場のことである。これに対し、マクダウェルが提案するのは「マニフェストイメージ」と呼ばれる立場である。「マニフェストイメージ」においては、全ての対象に帰属する性質は同等のものとして捉えられ、主観／客観は行為主体が恣意的に操作できるかどうかという基準で決まるとされる [ibid : pp. 138-141]。マクダウェルが主張する価値判断における客観性とは、価値判断の対象となっている世界の事態を恣意的に変更できないという意味の客観性のことである。

これまで論じているように、マクダウェルは認識と対象は相互依存関係にあることを強調する。そのため、ここにおける、主体が評価・判断する対象の「世界」とは、人間の認識と外部世界が相互依存的につながっている世界である。これはプラトンのアイデアのような特別な世界ではなく、私たちが「夕焼けは赤い」、「今

28) この「マニフェストイメージ」という言葉はマクダウェルによると W. セラーズ (W. Sellars) に由来するという [McDowell 1985 : p. 138, n. 23]。

日はメロンが食べられて幸せだ」というように通常の（言語）実践の中で自然に受け入れられて、獲得されており、この人間の言語実践が外部の対象と相互依存的に作りあげる世界を、自然科学が想定するような人間の認識と完全に切断された世界と対比してマクダウェルは「第二の自然」(second nature) [McDowell 1994: pp. 84-86] としばしば呼んでいる。そしてこの対象世界は明らかにマッキーが想定するような科学的实在論の世界とは異なる。

#### 4. 語の適用とトレーニング

二次性質と「恐ろしさ」といった評価および価値は、マクダウェルによれば、「主体が同じ事柄 (same thing) にある概念を適用する」[McDowell 1981: p. 203] という点で共通点を持つ<sup>29)</sup>。つまり、(一次性質に限らず) 主体が恣意的に操作できない事態や対象が「世界」にあり、それを主体が「同じ事態あるいは同じ対象」として捉えて、ある概念を適用するというプロセスで共通すると主張している。

例えば、「空に見える夕焼け」という世界の事態に私たちは「赤い」という二次性質の概念を適用し、「ゴキブリが飛んでいる」という世界の事態に「恐ろしい」という評価語を適用し、「老人に席を譲ること」という世界の事態に「善い」という価値評価の概念を適用している。

ただし、何を「同じ事柄」と捉えるかということに対しては、もちろん個人間で相違がありうる。例えば、「同じ事柄」と捉える対象だけに着目するのであれ

---

29) もっとも、マクダウェルは価値と二次性質との相違点も強調する。二次性質は、対象に対して主体の反応がすぐに引き出される (elicit) が、「恐ろしい」という評価語や価値に対しては、主体が対象に対して「その語を適用するに“値する”(merit) かどうか」という判断が混じるとする。これは私の解釈によれば、二次性質の場合は、その語を適用する対象が「同じ事柄」(same thing) かどうかという判断が価値や評価語の適用よりも即座に適用することができるかと主張しているのではないだろうか。また、しばしばマクダウェルが論じる二次性質のアナロジーがどこまで価値判断の問題に妥当するのかという批判 ([美濃 2000: p. 4f]) などを参照) に対して、ここではアナロジーとデイスアナロジーの両方が表現されていると反論することもできよう。つまり、二次性質も価値もある事態を「同じ事柄」として、ある語を適用するというプロセスにはアナロジーが通じるが、価値判断は何を「同じ事柄」と判断することが二次性質よりも困難であるという点でデイスアナロジーが存在する ([大庭 2004: p. 24f]) の議論も参照)。

ば、Ⅲ. 3. で取り上げた「恐ろしい」という評価語の事例で挙げたように「ゴキブリが飛んでいた」、「テスト勉強をしていない」、「ブッシュが8年間大統領に在任した」と様々であり、そこに一見、共通点は見出せない。そのためつい、「恐ろしい」という評価語の対象は世界に存在せず完全に主体の心的状態だけで「恐ろしい」という反応は創出するのである、と言いたくなる衝動に駆られる。

しかし果たして、主体の心的状態に着目することだけで、「恐ろしい」という評価語は説明できるのだろうか。またⅢ. 3. で取り上げた事例を用いるが、事例(3)の「台所でゴキブリが飛んでいたことを目撃して、恐ろしい」、あるいは事例(4)の「テスト勉強を全くしていない」という評価語の適用事例において、行為主体の顔が青ざめていたとすれば、もしかすると事例(3)と事例(4)の主体の心的状態に似ている部分が見つかるかもしれない（例えば、ある脳内物質の増減や脳神経細胞の興奮の度合いなど）。

だが、Ⅲ. 3. で取り上げた事例(5)の場合、「ジョージ・W・ブッシュが8年間も大統領に在任していたって、恐ろしいよね！」と主体が笑いながら話すことも可能である。この場合の「恐ろしい」は恐らくブッシュ大統領に対する嘲笑の意味合いが込められた場合の「恐ろしい」の事例だが、行為主体の顔が青ざめていた場合の事例(3)と事例(4)の心的状態と、行為主体が笑っている場合の事例(5)の主体の心的状態は明らかに異なる。Ⅲ. 3. における結論を改めて繰り返すことになるが、私たちは主体の認識と世界の対象を同時に説明しなければ「恐ろしい」という評価語を理解できない。

このマクダウェルの議論はウィトゲンシュタインの『哲学探求』における議論を下敷きにしている。ウィトゲンシュタインの『哲学探求』の「家族的類似」(Familienähnlichkeiten; family resemblance) の議論では、「ゲーム」という語の事例をとりあげる<sup>30</sup>。「ゲーム」には、野球、ジャンケン、チェス、将棋、ビンゴ、かくれんぼ…など様々な種類がある。しかし、こうしたゲームすべてに共通していて、それによって「ゲーム」という語を定義するような特徴はあるのだろうか、とウィトゲンシュタインは問う。ウィトゲンシュタインによれば、その回答は

30) [Wittgenstein 1958] の66-67節の議論を参照。また[飯田 1997 : pp. 356-358] の解説も参考になっている。

「ない」である。例えばゲームを「複数の人で行われる勝負事や遊戯」のことだと定義すると、では「あやとり」は「ゲーム」ではないのか? という反例<sup>31)</sup>が出される。ワイトゲンシュタインは何が「ゲーム」という語を適用する必要十分条件なのかということを探し求めることは「ゲーム」という語の説明にはならないと述べる。「ゲーム」という語を説明するためには、「野球もゲームであるし、ジャンケンもゲームであるし、チェスもゲームであるし…」と「ゲーム」という語を適用する数々の実例を挙げることだろう。多くの場合それで十分であるし、それでも「ゲーム」という語の適用の一般原則を求めることは、私たちを答えのない袋小路に彷徨わせるのだという。

マクダウェルはこのワイトゲンシュタインの議論を受けて、評価語や価値判断にまつわる概念<sup>32)</sup>はコード化できない(uncodifiable)、と主張する[McDowell 1979: pp. 57-69 (邦訳: pp. 14-25)]。例えば、「恐ろしい」の事例を再度取り上げると、「恐ろしい」という評価語の適用の一般原則をコード化する(codify)ことは不可能であり、結局のところ、「恐ろしい」という語を理解するためには、「台所でゴキブリが飛んでいたことを目撃したから、恐ろしい」「テスト勉強を全くしてないから、恐ろしい」「ジョージ・W・ブッシュが8年間も大統領に在任していたということが、恐ろしい」…という行為主体がなぜその対象を「恐ろしい」という評価語を適用するのかという理由を伴った一種の全体論的に多数の命題を獲得しなければ<sup>33)</sup>、「恐ろしい」という評価語を理解することも用いることもできないのである。こうした道徳原理に代表される一般原則のようにコード化して習得するのではなく、語の適用の実例によって多数の命題を主体が獲得していくプロセスをしばしばマクダウェルは「実践知」(practical wisdom、あるいはフロネーシス)あるいは、「トレーニング」(Bildung)<sup>34)</sup>と呼んでいる[McDowell

31) ちなみに「複数の人で行われる」という条件を外して「勝負事・遊戯」だけで「ゲーム」の語を定義したとしても、それでは「勝負事・遊戯」という語の定義は何か? という問題に遭遇し、問題が無限遡行してしまうのである。

32) マクダウェルの主張を際立たせるためにこのような書き方になったが、もちろんワイトゲンシュタインの主張を更に押し進めるのであれば、評価語や価値評価にまつわる概念だけでなく、固有名詞も含めた全ての概念はコード化できないという主張も可能であろう。この主張が妥当かどうかは、もはや指示論などの言語哲学の問題となってしまうため、これ以上は立ち入らない。

1994 : pp. 78-84]。そしてこの考察はマクダウェルの規範倫理学上の独特の徳倫理学の立場へと繋がっている [McDowell 1979]。

もちろん、「善い」「正しい」という価値判断に関わる概念の適用は、「恐ろしい」という評価語の適用よりも、「主体が同じ事柄 (same thing) にある概念を適用する」というプロセスが更に複雑である可能性はある。なぜならば、どの対象や事態が「同じ事柄」なのかということ为主体が判断することが、おそらく「恐ろしい」という語の適用よりも、更に複雑で、より多くの命題を主体が獲得しなければ判断できないと思われるからである。どのような事柄を「善い」「正しい」と言えるのかという事例を積み上げる、すなわち「トレーニング」を積まなければ、価値判断はできない。しかしだからこそ価値判断、そしてその価値判断を伴う法的推論は困難なのだとは私は考える。価値判断の習得に王道はなく、つまりその「トレーニング」を回避させるような、価値判断の一般原則を求めることが自己目的化することに何か問題があるのではないだろうか。またこのプロセスは道德反実在論者が考えるように、完全に人間の認識メカニズムだけの下で行われるわけではなく、どの（主体が恣意的に操作できない）対象や事態が「同じ事柄」なのかを判断しなければならないのかという面で、対象と主体は相互依存関係にあり、主体の判断は常に対象からの制約がかかっている。

## 5. 語の適用と法実践

Ⅲ. 4. の最後において示唆したように、この概念の適用に関するマクダウェルの議論は、法実践における法的推論にも共通点を持つと現在の私は考えてい

- 
- 33) 例えば、何も他の命題を獲得していないオウムに「恐ろしいことは不気味で怖いことである」と鳴くことを覚えさせ、実際に「オソロシイコトハブキミデコワイコトデアル」と鳴くようになる事態を、私たちは「オウムが『恐ろしい』という語を理解している」とは言わないだろう。言い換えれば、ある1つの概念はそれに伴う数々の適用事例 (= その命題) を獲得しなければ理解することができないにも関わらず、一般原則やコード化はそれらよりも少ない命題で1つの概念を説明しようとするため、1つの概念の全ての適用例を説明できないのだ、と言えるかもしれない。
- 34) マクダウェルのBildungを日本語で「陶冶」と訳すことをある人物から提案されたが、あまり「陶冶」という言葉は、日本語でそれほど用いられない言葉であるように思え、ただでさえ難解なマクダウェルの議論を更に難解な語で惑わされないように、ここでは暫定的に「トレーニング」と表現しておく。

る。つまり、(主体が恣意的に操作できない) 事態や対象が「世界」にあり、法的推論を行う判断主体が「同じ事態あるいは同じ対象」としてそれらを捉えて、ある法的な概念を適用するというプロセスの面で、共通するのではないかという推測である。

もし、Ⅲ. 4. における議論が正しいのであれば、恐らく法的推論においても次のような結論が予測されるのではないかと思われる。例えば、ある1つの法的概念(例えば、社会権、経済的自由権、機会の平等…)に関わる複数の事例に共通するような特徴を探求し、その特徴を一般的原則、すなわち法理論として構成するが、新しい法理論を構成しても、必ずその法理論では捉えきれないハードケースの事例が出現する。結局のところ、ある1つの法的概念を習得するためには、それに関わる多数の適用事例を「トレーニング」することでしか、その概念を習得することはできないのではないかという推測である。

Ⅲ. 4. の議論の主張を覆すように一見見えるかもしれないが、私は法の一般原則や法理論が全く役には立たないと主張しているわけではない。恐らく、一般原則や法理論は「トレーニング」を行う際の指針や手助けを行っていると思うのである。ただし、一般原則や法理論は、適用事例と結びつかなければ、役には立たないと思うのである。これは、登山と地図の関係に例えられるかもしれない<sup>35)</sup>。法実践における個別事例を法的推論によって解決することが登山で、その個別事例に関わる一般原則が地図だとしよう。登山という目的を達するためには、確かに自分がどの位置にいるのかを把握することができるため、登山の役に立つ。ただし地図を作成するだけでは、登山という目的を達成することにはならない。もしかすると、私たちは地図を作成することが自己目的化してしまい、実際に登山を行っていないのではないだろうか。

またハードケースの事例が出現したとき、私たちは法実践においてどう行動す

---

35) この山登りと地図のメタファーについては、飯田隆の分析哲学の伝統における「明晰さ」(klar)の2つの類型に関する議論[飯田 2004: pp. 52-57]に大きな影響を受けている。飯田は、ワイトゲンシュタインが理論や一般原理を追求することで概念の「明晰さ」を求めることに悲観的であったことを指摘しているが(おそらくマクダウェルも、この点に関してはワイトゲンシュタインに同調する)、理論や一般原理は「完全な明晰さ」を獲得するための一手段となりうることも主張している。

るだろうか。恐らく通常はその事例に関わる競合する法理論や原則を検討し、また関連する過去の判例をリサーチしてそのハードケースを解決しようと試みている<sup>36)</sup>。つまり私たちはすでに法実践の中で法的概念の適用に関して、自然に「トレーニング」を行っているのであり、そしてそれ以外の方法では、ハードケースは恐らく解決できないと思うのである。

この私の推測は、ハードケースや価値判断を簡単に解決するための一般原則や明確な基準を求める論者をひどく落胆させるかもしれない。ただし、その「トレーニング」のプロセスは決して、私的で個人的なものでなく公共的なものであるということを私は強調したい。なぜならば、その「トレーニング」は言語によって行われるものであり、間違った「トレーニング」が行われれば、第三者が異議を唱えることができ、批判可能性が開かれているからである。もし価値判断や法的推論を明確な一般原則や基準として客観性を考えるのであれば、客観性はないと言えるし、第三者が知ることのできる知識というレベルにおいて客観性はあると言えるかもしれない。

#### IV. 志向性と行為の理由

これまで論じてきた「対象と主体の相互依存関係」あるいは「対象からの制約」というマクダウェルの主張は非常にわかりづらく、特にマクダウェルを批判する論者から様々な誤解も生んできた。恐らくこの主張が様々な誤解を生んでいる1つの理由は、恐らく多くの人が「主体」と「対象」という2つの概念を、I. やII. 2. でも指摘したが、心と外部世界を完全に分離するデカルト主義のモデルで捉えているからである。そして多くの場合は「対象」という概念は人間の認識と切り離された存在というバイアスがかかっているように見受けられ、このデカルト

36) この問題は、法的推論における「ケース準拠型」と「ルール準拠型」という2つの類型の対立という問題が潜んでいる（この2つの対立の問題に関しては〔亀本 1999〕を参照）。マクダウェルは価値判断に対してR. ドゥオーキン (R. Dworkin) のモデルをアナロジーとして例に出しており、明らかに前者のモデルにプライオリティを置いている〔McDowell 1979 : p. 62, n. 17〕。道徳判断や価値判断におけるマクダウェルのこのような「ケース準拠主義」は、ジョナサン・ダンシー (Jonathan Dancy) に影響を与え、ダンシーはマクダウェルの立場を更に発展させ、「道徳の個別主義」(moral particularism) と呼ばれる立場をダンシーが提唱するに至った〔Dancy 2006〕。

主義的二元論は、マッキーが想定したような科学的实在論の背景ともなっている。この「対象と主体の相互依存関係」をもう少し詳しく論じるために、「志向性」(intentionality)と呼ばれる概念を切り口として、説明を試みようと思う。

「志向性」という概念は、マクダウェル自身もマッキーの「類似」の概念を批判する際にも問題として取り上げている<sup>37)</sup>。すなわち、主体が直接認識する対象を、マッキーは「類似」によって外部世界との対応が保証される表象あるいは感覚所与と考える。しかし、マクダウェルの考えでは、こうした主体が直接認識する対象は、デカルト主義的な外部世界の対象でも表象でも感覚所与でもないということである。そして私の考えによれば、価値判断の問題を志向性という問題の枠組で分析することで、価値判断を「行為」(action)として捉えることが可能になる。

## 1. 志向性の概念

「志向性」の概念の議論の出発点として、J. R. サール (J. R. Searle) の「志向性」の概念の定式化<sup>38)</sup>を援用すると、「志向性」とは世界内の対象や事態に向けられる多くの心的な状態ないし出来事の特徴である。例えば、信念であれば何かの世界内の対象や事態に関する信念であるし、欲求であれば何らかの対象や事態に向けた欲求でなければならない。このような向性 (directedness) や関与性 (aboutness) に特徴づけられる心的状態を「志向性」とサールは定式化する。

パトナムは「志向性」という概念を説明する際に、次のような事例を持ち出す。一匹の蟻がウィンストン・チャーチルの絵とそっくりな線を砂に引く。この砂の線は、蟻がチャーチルの絵をなぞったと言えるのだろうかという質問に、大抵の

---

37) [McDowell 1985 : p. 136f] の議論を参照。またマクダウェル自身が、クリスピン・ライト (Crispin Wright) やS. クリプキ (S. Kripke) のワイトゲンシュタイン解釈の批判を基に「志向性」の概念を論じた [McDowell 1991a] [McDowell 1993] の議論やサールの「志向性」の概念を批判した [McDowell 1991b] を参照。これらの論文でもデカルト主義的な心の哲学モデルが問題となっている。

38) [Searle 1983 : pp. 1-4 (邦訳 : pp. 1-6)] を参照。ただし、サールの「志向性」に関する「志向的状态は、対象や事態を表象する」[Searle 1983 : p. 4 (邦訳 : p. 6)]、「志向性が本質的かつ必然的に言語的なものだと言うつもりはない」[*ibid* : p. 4 (邦訳 : p. 7)] などの主張は、私が擁護しようとしている立場とは、相容れないことに注意されたい。

人にはそうではないと答えるだろう。なぜならば、蟻は恐らくチャーチルの絵を一度も見たことがないからである。それでは、チャーチルの絵と蟻のなぞった線との類似性だけでは十分ではないとするのであれば、チャーチルの絵を描いたと言えるためには、何が必要なのだろうか。1つの答えは、「チャーチルの絵を描く」という意図 (intention) を表現する主体が持つことだと考えることであるが、意図のような心的状態が「チャーチル」という外在的なものになぜ届くのか、という問題は1つの難問とされた。例えば、物理的对象それだけでは何も特定のものを指示することはできないが、心の中の思考は何か特定のものを指示することに成功している。そして、一部の哲学者は、この「心は何か特定のものを指示することができる」という特徴を物理的对象と区別される心的作用 (思考) の特徴として、「志向性」と呼んだ [Putnam 1981 : p. 1f (邦訳 : pp. 1-3)]。

そもそも、「志向性」という概念は、スコラ哲学におけるラテン語の “intention” という言葉に起源が遡る。やや教科書的な説明になってしまうのだが、現象学の伝統の流れにおいては、F. ブレンターノ (F. Brentano) が物理現象と心的現象を区別するものとして「志向性」の概念に注目し、この関心はE・フッサール (E. Husserl) に引き継がれ、フッサールの哲学的立場の中心概念となる<sup>39)</sup>。また英米圏の分析哲学の流れにおいては、心の哲学 (philosophy of mind) や行為論 (philosophy of action) において、人間の心的状態の特殊性の1つとして注目されてきた。しかし、しばしば指摘されるように、英語の “intention”、“intentionality”、

39) [門脇 2002 : p. 19f] において、門脇俊介は現象学的な伝統における「志向性」の概念を擁護するために、マクダウェルの議論を引き合いに出している。残念ながら、現在の私は現象学における「志向性」の概念の擁護に門脇がどこまで成功しているか、評価することができない。ただし、志向性の概念に着目するマクダウェルの議論は現象学者にも魅力的であることは確かであり、しばしばマクダウェルの議論は分析哲学的ではない、と指摘されることがある。しかし私は、「自発性 (spontaneity) だけではなく、受容性 (receptivity) においても、言語能力を取得した人間は知覚経験を概念化して受け取っており、人間の認識は受容能力から行使能力まで徹頭徹尾、概念化されている」[McDowell 1995 : Lecture 1-2] というマクダウェルの主張に対して、逆に分析哲学的な伝統でなければとどろき着けなかった境地を感じる。またマクダウェルの擁護する「志向性」の概念は、明らかにワイトゲンシュタインが論じる「志向性」の概念からインスピレーションを受けており、この「志向性」の概念は確かに分析哲学の伝統においてメインストリームには躍り出なかったかもしれないが、支持者が絶えることがなかった流れでもあるように思える。

あるいはドイツ語の“Intentionalität”という概念で心的状態を解明しようという試みは、論者によって解釈が別れ、また異なる使われ方が行われているために、議論に混乱を引き起こしていることも確かである [Jacob 2003] [沢田 1985 : pp. 1-4]。(暫定的な形ではあるが)この論文における「志向性」の概念は、英米圏の分析哲学において人間の「ある主体が何かの対象を～ということを感じている」という信念や「ある主体が何かの対象に対して～ということを感じている」という欲求などの心的状態を典例として用いられる「志向性」の概念であるということをお断りしておく。

しばしば分析哲学の伝統において志向性の概念に注目した論者はウィトゲンシュタインとG. E. M. アンスコム (G. E. M. Anscombe) であることが指摘される。そして、分析哲学の伝統においては、言語との関係で「志向性」の概念が論じられることが多い<sup>40)</sup>。例えば、黒田亘の解釈によると、ウィトゲンシュタインは『哲学的文法 第一部』[Wittgenstein 1969 : § 90-108]において、言語と志向性の関係を論じているとされる。黒田は(志向的な体験の1つである)期待の体験を例にするのだが、「私がN氏の来訪を期待する」という事例の場合、私が期待している対象は「N氏の来訪」という言語表現による「記述」であり<sup>41)</sup>、「志

---

40) そもそも、現象学における Intentionalität と分析哲学における intentionality については、現在までにそれほど両者の関係が解明されていない。哲学の分野の「黒田一滝浦論争」と呼ばれる論争においては、黒田亘がウィトゲンシュタインの「志向性」の議論は、フッサールの「志向性」の概念と現象学的意味論の批判を目指していると主張し、滝浦静雄がそのような両者の影響関係を示す決定的証拠がないと反論したことを契機に、議論が展開された(「黒田一滝浦論争」については、[柴田 1995]を参照)そのため、この両者を同一線上の議論として解釈する論者と、区別して論じる論者の間には今でも微妙な隔たりが残っているのではないかと私は推測している。

41) この事例の議論において、仮に期待の対象が「N氏の来訪」という言語表現による記述ではなく、何らかの物理的出来事だとすればどうなるだろうか。「N氏の来訪」という記述だけで想定される物理的出来事は無数に考えられ、単独の対象を同定するのはほぼ不可能であるように思われる。例えば、「ドアが開く」、「ベルが鳴る」、「自分と呼ぶ声が聞こえる」、「電話が鳴る」…という物理的出来事(そもそもこれらの記述も、言語表現に依存するのだが)は、「N氏の来訪」という期待の対象を(時と場合にもよるが)全て充足すると考えられる。この点については、物理的出来事は様々に描写可能であるが、意図的行為はある記述のもとでのみで表現されると論じた『インテンション』[Anscombe 1963]の論点を、志向的現象にも拡大した[Anscombe 1981 : pp. 1-11]の議論を参照。

向性」は期待の言語表現によっていわば文法的・論理的に結びつけられているのだとされる [黒田 1982 : pp. 316-322]。

「志向性」の概念をもう少し私が咀嚼して理解した限りでは、「志向性」とは「主体」(subject) から「対象、客体」(object) へと向かう関係性が成り立つことである<sup>42)</sup>。これをここでは仮に「S→O関係」と呼ぶことにしよう。例えば、「私はゴキブリを地球上最強の生物であると信じている」という命題があったとして、この命題における「主体」は私で、「対象、客体」はゴキブリである。そして、私という主体がゴキブリという対象を「地球上最強の生物であると信じている」という関係性を成り立たせているものが、「志向性」であり、また「S→O関係」である。これを言い換えるのであれば、「S→O関係」が成立するためには、「主体」という出発点と「対象、客体」という到着点が必要になる。おそらく、マクダウェルは「主体」のみに言及する場合でも、「対象、客体」に言及するのみでも、この価値判断における「S→O関係」は説明できず、「S→O関係」を説明しなければ、その人の判断を理解することができないと主張している、とも解釈することもできよう。

「志向性」は「因果性」(causality) の概念の対義語として一般的に用いられる<sup>43)</sup>。前述の説明を基にすれば、「因果性」には出発点と到着点がないと関係性だと説明することもできる。例えば、一般的に現代の英米圏の分析哲学においては「因果性」は複数の出来事 (events) 同士の関係性だとされているが<sup>44)</sup>、日本語のことわざの1つである「風が吹けば桶屋が儲かる」の例えに象徴的のように

42) 以下の志向性の説明については、[Jacob 2003] [黒田 1992 : pp. 159-233] [沢田 1985] [中山 2004 : pp. 11-51] などの文献の「志向性」に関する説明を参照しつつ、自分なりに咀嚼して要約した説明である。また、「S→O関係」という言葉もこの場での説明をわかりやすくするための自分の造語であり、これらの参考文献では用いられていない。

43) 現在において、因果性と志向性の対立は、自然主義と反自然主義の対立の中で論じられるテーマとなることが多いように見受けられる。もちろん、「志向性」と「因果性」を統合しようという試みも存在し、例えば、黒田亘は志向性を「制度化された因果関係」あるいは「閉じた因果」と呼び、志向性因果性と志向性の統一を図る [黒田 1992 : pp. 159-233]。また、英米圏の「心の哲学」(philosophy of mind) における消去主義 (eliminativism) と呼ばれる立場なども、その事例として挙げられるだろう。ただし、黒田の「因果性」の概念と英米圏の心の哲学における消去主義者が論じる「因果性」の概念の間には、大きな隔りがある。

「風が吹いて、土ぼこりが立つ」→「土ぼこりが目に入って、盲人が増える」→「盲人は三味線を弾くことが多いため、三味線が売れる」…「ネズミが増えて、桶が齧られる」→「桶の需要が増えて、桶屋が儲かる」…) 出来事同士は常に因果の連鎖で循環している<sup>45)</sup>。そのため通常は因果関係の出発点と到着点を見分けることが困難である<sup>46)</sup>。そもそも、「桶屋」の例えにおいて、土ぼこりを立てた「風」の原因は何か? という前段階の原因を追及すると無限背進に陥るし、桶屋が儲かった後も因果関係は続く。

「志向性」が成立するためには、「主体」と「対象、客体」の関係性である「S→O関係」が必要となることをこれまで説明してきたが、哲学史上、この「S→O関係」における「主体」と「対象、客体」に当たるものは具体的に何かという問題に対して、様々な議論がなされてきた<sup>47)</sup>。ここではその全てを取り上げることができないが、門脇俊介の分類〔門脇 2002: pp. 4-13〕を借りると、ここには大きく2つの流れが存在すると思われる。

第一に、門脇が「表象主義1」と分類する立場である。この立場は「主体」を

44) もちろん、古代ギリシャや近代においては異なる「因果性」の解釈がなされてきたと思われるが、ここではあくまでも現在の英米圏の「形而上学」(metaphysics)という分野で用いられている「因果性」の概念である〔Mackie 1995〕。このように「因果性」を出来事同士の関係と捉える解釈は、デイヴィッドソンの影響が大きいと思われる(例えば、〔Davidson 1967〕を参照)。

45) この「因果性」は因果連鎖が循環しているが、一般的に「志向性」と呼ばれているものは因果連鎖が閉じられているという「因果性」と「志向性」の違いの説明は、黒田亘の著作〔黒田 1992: pp. 59-68〕から示唆を受けた。ただし、「因果性」と「志向性」の統合的理解を目指す黒田は、「因果性」を「開いた因果」と呼び一般的に「志向性」と呼ばれているものは、「閉じた因果」と呼ぶ。

46) 恐らく因果的説明だけでは、引き起こした出来事の出発点を見分けることが困難であるため、「責任」の概念を成立させることが非常に困難であると思われる(「責任」は何らかの出来事や行為の出発点が一般的に問われるからである)。これは哲学の歴史において、「自由意志と決定論」の問題として、古くから議論されてきた問題である(法哲学において「責任」概念を切り口として「自由意志と決定論」を論じた文献として〔瀧川 2003: pp. 47-114〕を参照)。

47) 例えば、「S→O関係」を成立させるための「主体」の例としては、意識の集合、人間、人格、魂、一人称の「私」…というものが例として挙げられ、「対象、客体」の例としては、外部世界の対象、命題、心の中の表象…というものが議論されてきたと思われる〔沢田 1985: pp. 3-5〕。マクダウェルが批判するデカルト主義的な認識論のモデルにおいては、明らかに「主体」は人間の私秘的な心であり、「対象、客体」は外部世界の实在である。

表象する内的知覚として捉え、「対象、客体」は外部世界の対象をそのまま表象した主体の心の観念として捉える。換言するのであれば、「表象主義1」は「S→O関係」を「表象するものと表象されるものとの指示関係」[*ibid*: p. 4]とみなす。これは、II.で議論されたマッキーの「類似」の議論そのものである。この立場はデカルト以来強固な認識論の伝統であり、現在でも支持者が多いとされる。

第二に、門脇が「表象主義2」と分類する立場である。これは近代哲学というよりも、分析哲学の伝統に由来するアイデアであり、表象する対象を「表象主義1」のような観念ではなく、文や命題を表象することの最小単位として捉えて「志向性」の概念を説明する立場である（すなわち、ここにおける「S→O関係」における「主体」とは、言語を取得している行為主体であり、「対象、客体」は文や命題である）。門脇によれば、この立場の代表者はデイヴィッドソンやサルであり、命題を表象対象とすることによって志向性が単なる表象ではなく、命題（知識）の正当化の責任というコミットメント（規範的要求）を引き受けることと、「志向性」が単独で生起するのではなく全体論的な体系の一部をなすことが必要だとする、2つの「志向性」の特徴を表すことに成功しているとする [*ibid*: pp. 6-8]。しかし、「表象主義2」においては、全体論的なまとまりの内部でしか命題（知識）の正当化が問えないため、「ここには青い花がある」というような外的知覚のような信念を「表象主義1」のように単純に説明することができない。そのため「表象主義2」は主体が世界と直接対面する可能性を失ってしまうというジレンマを抱えてしまうのだとされる [*ibid*: pp. 17-19]。門脇も指摘するように、マクダウェルが目指している方向性は、外的知覚のような信念にも、志向性の要件を積極的に認めることによって、「表象主義1」と「表象主義2」のジレンマを克服することにある [*ibid*: pp. 18-20]<sup>48)</sup>。

## 2. 志向的経験と志向的对象

ところで、ここにおける関心は、マクダウェルがメタ倫理学の議論において「対象と主体の相互依存関係」あるいは「対象からの制約」と論じる際の、「対象」

48) この問題は、マクダウェルの主著である『心と世界』[McDowell 1994]の最大のテーマであるが、残念ながらこのマクダウェルの議論の検討は今後譲らざるを得ない。

とは何かという問題である。前述したように、マクダウェルは知覚経験に志向性の要件を積極的に認めている、つまりマクダウェルの立場においては、全ての知覚経験は「志向的経験」である、と呼ぶことができよう。

「志向的経験」とはいかなるものか、という問題に対して、文の形の具体例で表現するのであれば以下のような形になる。例えば、「部屋の中に犬がいる」という文は、一般的には事実命題、あるいは観察文と呼ばれる。しかしこの文は判断主体が表現されていないため、私が考える志向性の要件の1つである「S→O関係」が成立していない。通常、「志向性」の典型例とされる信念 (belief) を表現する文として、この「部屋の中に犬がいる」という文を再構成すると、この「部屋の中に犬がいる」という文は正確には「私は (ある状況に対して) 『今、部屋の中に犬がいる』と信じている」という内容を表現することになる。

「私は (ある状況に対して) 『今、部屋の中に犬がいる』と信じている」という文は通常、「AがBだと信じている」(A believe that B) と表現される「信念文」と呼ばれる命題である。またこの信念文は、英語の「that節」を伴い、必ず英語の動詞 (ここでは、believe) の後のthat節に何らかの命題の内容が従属するため、しばしば「命題的態度」(propositional attitude)<sup>49)</sup>を表す文の典型とされる。「信念文」や「命題的態度」にまつわる議論は錯綜しており、ここでは十分にとりあげることができないのだがここで強調したいのは、「私はある状況に対して『今、部屋の中に犬がいる』と信じている」という信念文と「今、部屋の中に犬がいる」という平叙文の間には大きな隔たりがあるという問題である<sup>50)</sup>。これはしばしば「フレーゲのパズル」あるいは「信念文のパズル」と呼ばれており、少なくとも単純な論理操作だけでは、「私は (ある状況に対して) 『今、部屋の中に犬がいる』と信じている」という信念文の「私は (ある状況に対して) ……信じている」という部分を消去して、「今、部屋の中に犬がいる」という平叙文に変更することはできない。

49) 「命題的態度」とはそもそもラッセル由来の概念であるが、「命題的態度」を心的状態や志向性の問題の鍵となる概念として取り上げられるようになったのは、デイヴィドソンの「心的出来事」[Davidson 1970]という論文の影響が恐らく大きいと思われる。また「命題的態度」と認識の問題を考察した論文として、J. フォーダー (J. Fodor) の論文[Fodor 1978]も参照。

マッキーの(マクダウェルが表現するところの)「科学的イメージ」の認識論においては、少なくとも一次性質の経験に関わる信念文に関しては、「私は(ある状況に対して)……信じている」という部分を消去できると恐らく考えている。換言するのであれば、一次性質の経験の信念文をひたすら事実命題を表す平叙文に還元しようとする試みであると言えるかもしれない。論理操作などに頼らずに信念文を(事実命題を表す)平叙文に変更するもっとも簡単な方法は、「私は(ある状況に対して)『今、部屋の中に犬がいる』と信じている」という文の主語(主体)に、「神」や「理想的認識主体」のような我々の実践の外部から世界を把握できる主体を代入することである<sup>51)</sup>。私およびマクダウェルが擁護しようとしている立場においては、一次性質の経験に関わる信念文の場合でもそのような地点に行き主体がたどり着くことは、ありえない<sup>52)</sup>。

50) 「フレーゲのパズル」および「信念文のパズル」の概略を示すと以下のようなものである([野本 2002 : pp. 160-162] [中山 2007 : pp. 110-112] を参照した)。

(1) クジラはクジラである。

という文を「太郎」という主体が真とみなすとき、(1) は以下のような (1b) で表現できる

(1b) クジラはクジラだ、と太郎は信じる。

しかし、次に以下のようなケースを考えてみる。

(2) クジラは哺乳類である。

という平叙文が真であるにも関わらず、太郎という行為主体がクジラは哺乳類であることを知らない場合は、下記の(2b)は偽となる。

(2b) クジラは哺乳類である、と太郎は信じる。

ところが、一階述語論理という標準的論理体系に関する公理である「代入則」(「ライプニッツの同一者不可識別の法則」と呼ばれる「任意の対象a、bと任意の対象Fにおいて、 $a=b$ で、aがFならば、bもFである。」という公理を(2b)の事例に当てはめると(2b)は真となるはずなのに問わず(2b)は偽であり、この「代入則」が一見成立しないように見える、という議論である。

51) 「神」や「理想的認識主体」のような言語実践の外部から世界を把握する主体を想定するという方向性以外にも、一時期の「内部实在論」(internal realism)を主張していた頃のパトナムのように、実践外部からは出ることができないが「理想的認識状態」という仮想状況を想定することで、「私は～信じる」という信念文から事実判断の平叙文へと修正することができるという方向性も考えられる[Putnam 1981 : ch. 3]。私が現在考えている方向性は、信念文を平叙文に無理矢理変更するという路線よりも、(後にも詳しく論じるが)事実判断や経験の志向性を認め、「私は～信じる」という信念文の根拠を問われる応答責任を主体が負うことで、主体の判断の収束を目指すということである。そして、現在のパトナムはマクダウェルの提案を受けて、「内部实在論」を放棄し、「自然实在論」(natural realism)に転向している[Putnam 1999 : pt. 1]。

ところで、事実命題を信念文と捉え直す（もしくは事実認識を志向的経験と捉え直す）ことで、一般的に事実命題と呼ばれるものと価値命題と呼ばれるものを同一線上で捉えることが可能になる。例えば、以下の文を比較してみよう。

- (a) 「タカシは、サッカーボールに対して『丸い』と信じている」
- (b) 「タカシは、夕焼けに対して『赤い』と信じている」
- (c) 「タカシは、老人に席を譲るという行為に対して『善い』と信じている。」

マッキーの分類によれば(a)は一次性質の経験であり、(b)は二次性質の経験であり、(c)は価値評価という点で、それぞれの性質の埋められない断絶がある。しかし、Ⅲ. 4. でも論じたように、マクダウェルのモデルにおいては「主体が同じ事柄 (same thing) にある概念を適用する」という点で、これらは全て共通の構造を持つのである（この節の文脈では、より正確に表現すれば「私はある状況（対象）に対して『○○』という概念を適用する状況（対象）であることを信じている」という信念文として表現できるだろう）。そしてマクダウェルが提案するこのモデルにおいては、主体が概念を適用する対象が、特に自然科学で指定される実在やその実在と類似する表象や感覚所与でもなく、「 $S \rightarrow O$ 関係」および志向性を要件とする信念が成立するうえでの、いわば「志向的对象」(intentional object)<sup>53)</sup>であるということである。

「志向的对象」は、「 $S \rightarrow O$ 関係」が成立しなければならないため、主体の認識に依存する。例えば、Ⅲ. 2. で取り上げた「立方体の投影図」の事例を再度持

---

52) この論文のⅢ. 1. で論じたように、マクダウェルがマッキーに対して「道德実践の外側で道德判断の客観的基準を求めている」を批判したことを思い出してほしい。しかし、通常の言語実践の中で「部屋の中に犬がいる」という（事実命題を表す）平叙文を使うことは一向に構わない。なぜならば、通常の言語実践においては「部屋に犬がいる」と信じている行為主体（発話者／発言者）を容易に判別することができるからである。仮に、「部屋に犬がいる」もしくは「部屋にオオカミがいる」と判断が対立した場合、「ワンワンと鳴いているから」、あるいは「あれは一見ただの犬のように見えるが、実はオオカミと犬を交配させた、ハイブリッドウルフであるからである」などと、そのような「その主体がなぜ『その部屋に犬／オオカミがいる』と信じるのか？」という主体の行為の理由を問うことができるからである。この「行為の理由」の問題については、Ⅵ. 3. でまた論じる。

ち出すと、ある対象に対して、「立方体の投影図」、「三つの菱形」…と様々な解釈がありうるのは主体の認識に常に知覚経験が依存するからである。従って、主体の認識と志向性の問題を完全に消去する科学的实在論やデカルト主義的二元論にマクダウェルは反対する。しかしこの知覚経験が生じるためには、何らかの対象や事態も外在的に存在しなければならないのであり、これは価値判断と一般的に呼ばれているものも同様だとマクダウェルは考えている。これこそがⅢ. 1. の初めに挙げた「価値は世界に実在する」（この議論の枠組では、「価値判断の対象となる事態は必ず世界に実在しなければならない」とも表現できるかもしれない）というマクダウェルの主張の本来の意味だと私は解釈する。もちろん、私たちは価値判断を対象抜きで語ることもできなくもないが、それは、道徳的实在論者が「私の内側から善いと感じる感情が生じていることが、善い！」と主張する事例のように、空虚な主張となってしまうのである。

現在の私の考えでは、このような「志向的对象」を成立させているのは言語であり、マクダウェルの提案を受け入れることで、一般的に言語を媒介しないと考えられている外部世界の対象の知覚経験も全体論的な言語の空間に組み入れられている、と考えている。ここでは残念ながら、「志向的对象」が成立する対象世界とは具体的にいかなるものかということ論じる余裕はなく、マクダウェルが「対象からの制約」あるいは「主体と対象の相互依存」と論じる際の「対象」が、デカルト主義の認識論や科学的实在論に顕著であるような「外部世界の対象」ではないということを確認するのみで、留めておく<sup>54)</sup>。

- 
- 53) 「志向的对象」という概念は、志向性の問題を論じるうえで、マクダウェルだけでなく、黒田亘やアンスコムが言及している概念である（例えば、[黒田 1992 : pp. 186-194] [Anscombe 1981] を参照）。現在の私が念頭に置いている考えを述べると、志向的对象とは命題や言語であり、また志向性そのものも言語が成立させているが、志向性を成立させる言語はデイヴィッドソンやセラーズのように外部世界から閉じられた言語空間ではなく（すなわち門脇が分類する「表象主義2」ではなく）、マクダウェルの立場を受け入れて、その言語空間は（対象）世界と接続されているというモデルである。この問題は、マクダウェルの（純粹）哲学的背景まで遡る必要があり、この論文では残念ながら割愛する（脚注48の論点を割愛したのも同様の理由である）。
- 54) この「対象世界」の問題についてこの論文で具体的に論じることができない理由は、脚注48と同様に、マクダウェルの『心と世界』[McDowell 1994]における「第二の自然」の議論を詳細に検討する必要があるためである。

### 3. 行為の理由と価値判断

ウィトゲンシュタインの「感覚日記」の議論 [Wittgenstein 1958 : § 252-271] やパトナムの「意味の外在主義」の議論 (つまり、言葉の意味は単独の話者の頭の中だけでは決まらないという主張) [Putnam 1975 : pp. 268-271] が仮に正しいのであれば、言語は常に外部の基準を必要とする。そして志向的对象が常に言語に依存しているということは、デカルト主義的な外部世界の対象とは違う意味で、公共的にその志向的对象を確認できるようになる。すなわち、言語の適用が間違っていれば、常に他者から「なぜ、そのように発言したのか?」「なぜ、そのように信じているのか?」という話者の理由や根拠を常に問われることで制約を受けるのではないかと私は考える。

また、これまでの議論の中で、事実判断や知覚経験も含めた人間の認識は全て志向的经验であり、信念文で表現できることを論じてきた。志向性という概念はもともと行為主体の認識の特異性を説明するために導入されたという由来から、人間の認識が志向的经验であるということは、人間の認識を「行為」(action)<sup>55)</sup>として捉える可能性が出てくる<sup>56)</sup>。これにより、これまでのメタ倫理学の議論は英米圏の哲学の中で行為論 (philosophy of action あるいは theory of action)<sup>57)</sup>と呼ばれる分野と接続することが可能になる。

アンスコム『インテンション』[Anscombe 1963] は英米圏の行為論の古典

- 
- 55) そもそも、一般的に日本語で「実践」と訳されるギリシャ語の *praxis* は、「行為一般」という意味も含まれる。英米圏で行為論を論じる論者の中には、この *praxis* がどのような仕組みになっているのかということの解明を目指す背景もあり、少なくともアンスコムにはそのような理論的関心が伺える。
- 56) 少なくとも、「判断」や「思考」のような主体の能動的な行動に対して「行為」という言葉を適用できることは今までの議論で明らかであり、マクダウェルは「思考」を「考えるという行為」として論じている [McDowell 1994 : p. 28]。「知覚」や「認識」などの主体の受動的な行動と「行為」との関連性については、残念ながら、脚注48や脚注53で指摘したマクダウェルの「第二の自然」の議論の問題に遡らなければいけないため、ここでは割愛する。なお、私の見解のように人間の認識と行為を同一視する立場、すなわち「信念のための理由」(reasons for belief)、「行為の理由」を同一視する論者として、T. スキャンロン (T. Scanlon) がいる [Scanlon 1998 : ch. 1]。
- 57) しばしば指摘されることだが、英米圏の行為論の議論を紹介した日本語の入門書は現在のところほとんど見当たらない。現在のところ、[黒田 1992] や [門脇 1996 : pp. 159-185] などが英米圏の行為論に関して一般向けに解説した文献であり、この節におけるアンスコムの行為論を説明するにあたって、これらの文献を適宜参照している。

として名高い著作だが（特に行為論において）、『インテンション』におけるアンスコムの主張の1つの大きな柱は、単なる物理的出来事と意図的行為（intentional action）<sup>58)</sup>を区別するのは、「行為の理由」が問えるかどうかという基準を提示することにある。

例えば、人間が関わる出来事の中でも「風邪を引く」、「雨に濡れる」、「蚊に刺される」…という出来事は行為とは分類されず、「テレビを見る」、「灯りをつける」、「カギを開ける」…という出来事は行為に分類される。この2つを区別する基準は一見して明瞭ではない。しかし、アンスコムは「観察による知識」と「観察によらない知識」という区別を導入し、ある人間が関わる出来事に対して「なぜ風邪を引いたのか」という問いに対しては「観察による知識」を駆使して推論しなければ答えることができないが、「なぜテレビを見るのか？」という問いに対しては、行為主体が行為に至るまでの推論の過程を意識しない場合でも、「観察によらない知識」に基づいて「ドラマが最終回だったから」と即座に答えられる場合を意図的行為と分類し、その「なぜ？」という疑問に対する「観察によらない知識」に基づく回答を、一般的に「行為の理由」と呼ぶ〔Anscombe 1963：§3-8〕。そして、アンスコムの「行為の理由」の説明はアリストテレスの『ニコマコス倫理学』における実践的推論の議論の読み替えを行い、一般的な実践的推論は大前提から行為へと至る推論のことだと解釈されているが、アンスコムは逆に行為から推論を出発し行為の根拠となる大前提が問えることが可能だということを主張している。仮に、人間の知識を信念文で表現することができ、「信じる」という人間の行動を行為だと捉えることができるのであれば、「私は『サッカーボールが丸い』と信じている」という事例においても、「私は『老人に席を譲ることは善い』と信じている」という事例においても、主体に「信じる」という「行為の理由」を問うことは可能になるはずである。

ところで、「行為の理由」においては、ある種の評価や価値判断を根拠とすることが多い。例えば、「私は善いと思ったから席を譲った」という文においては、

58) またこの部分におけるアンスコムのintentional actionを〔Anscombe 1963〕の邦訳や〔黒田 1992〕の訳語である「意志行為」ではなく「意図的行為」と訳しているのは、〔石黒 2007〕の影響によるものである。

「席を譲った」という行為に対して、行為主体の「善いと思ったから」という価値判断を理由や根拠としている。ところが、これまで再三説明したように、評価や価値判断に関する命題とは主体に対する対象とは何かということ（つまり、「S→O関係」）を説明しなければ、他者に理解させることは難しい。この事例においては、「私は老人に席を譲ることが善いと思ったから席を譲った」と行為の理由や根拠を成立させるための主体の評価や価値判断における志向的对象（この場合は、「老人に席を譲ること」が価値判断の「志向的对象」）を伴って説明しなければいけないと、恐らくマクダウェルは主張している<sup>59)</sup>。こうした「行為の理由」（実践的推論）や志向性は言語によって成立し、「理由の空間」（spaces of reason）と呼ばれる全体論的構造を持っている。ただし、そのような言語の全体論的構造をデイヴィッドソンに代表されるような言語のみに閉じられた空間と解釈する場合、事実判断や価値判断を含めた人間の認識の基礎となる対象世界をうまく説明できなくなり、その対象世界を説明するためにマクダウェルが導入する概念が「第二の自然」と呼ばれる「自然」概念の再解釈であり、マクダウェルの主著である『心と世界』[McDowell 1994]における最大の問題関心なのだろう。

ところで、「行為の理由」あるいは「実践的推論」という論点からは、法哲学や倫理学の根本問題にぶつかる。それは、一般的に「行為の理由」においては2つの種類の「理由」もしくは「推論」に区別されるという議論である。この2種類の「理由」の区別は広く認められているものの、論者によって様々な呼び方がされている。ここでは、最近の英米圏のメタ倫理学における呼び方に倣って、「動機付け理由」（motivational reasons）と「規範理由」（normative reasons）と呼ぶことにしよう<sup>60)</sup>。「行為の理由」における「動機付け理由」とは、「実践的推論」の大前提の部分、すなわち「行為の理由」の最終根拠の部分で「私は暖かいものが欲しい」など、行為主体が欲求あるいは目的とする価値ある事態を根拠として置くものである。一方、「規範理由」とは、「行為の理由」の最終根拠の部分で「職場においては上司の命令に従うべきだ」など、一定の共同体における慣習や規範

---

59) 誤解を招く危険性もあるが、「価値命題は必ず事実命題を伴わなければ、理解できない」と言うこともできるかもしれない。これと同様のことは坂本百大も指摘している [坂本 2000 : p. 160]。

(行為主体単独ではなく、他の行為主体にも適用できるある種の一般性を持った評価)を根拠とするものである。例えば、以下のような事例を挙げてみよう。

事例(A)：「バイク運転時に交通事故を起こしたときに自分の頭に直接外傷を負うのが恐ろしく、それを回避するために、ヘルメットをつけた」

事例(B)：「道路交通法でヘルメット未着用によるバイク運転は禁止されており、私は道路交通法に従うべきだと思うために、ヘルメットをつけた」

この2つは、同じ「ヘルメットをつけた」という行為だが、「実践的推論」の2種類の議論の観点から見るとここには明らかな違いがある。事例(A)は「自分の頭に外傷を負う事態を回避する」という行為主体単独が欲求する価値ある事態を「行為の理由」の根拠としているが、事例(B)は行為主体の評価以外の他者や共同体の判断やルールを「行為の理由」としている<sup>61)</sup>。黒田亘によれば、事例(A)における「行為の理由」の類型は「価値」を「行為の理由」とすることであり、事

60) 「動機付け理由」と「規範理由」の区別については [Dancy 2000 : ch. 1] で詳細に論じられており、ダンシーは更に「行為の理由」の類型を細かく分類している。ダンシーは歴史上この2つの類型は散見されるが、この2つの「行為の理由」を明確に区別した文献として、[Baier 1958 : pp. 148-162] を挙げている [Dancy 2000 : p. 24]。また、[Smith 1994] はメタ倫理学における動機付け問題 (内在主義と外在主義の対立) において、「動機付け理由」と「規範理由」の区別を持ち出すことで解決を図り、近年話題になったメタ倫理学の文献である。このように、「行為の理由」もしくは「実践的推論」に2つの類型があるということは、英米圏の哲学・倫理学で広く認められているようであるが、その呼称は論者によって大きく異なるように思われる。例えば、O. オニール (O. O'Neil) は、実践的推論を「目的志向型推論」(end oriented reasoning) と「行為志向型推論」(act-oriented reasoning) の2つの類型で分類しており [O'Neil 2005]、黒田亘は実践的推論の2つの類型を「目的—手段連関型」と「規範事例型」の2つに分類している。またこの2つの類型は、黒田亘によるとアリストテレスに由来されるというが、森村の助言によると、このアリストテレスの実践的推論の議論は、解釈の幅が後の時代の論者によって大きく異なるとされる。

61) しかし、事例(A)と事例(B)は全く関連性がないというわけではない。例えば、以下のような事例は事例(A)と事例(B)が交錯する事例と言えるかもしれない。  
事例(C)：私はヘルメット未着用の運転は恐ろしいと判断したために、道路交通法の改正に賛成した。  
事例(C)のような事例は、「ヘルメット未着用の運転は恐ろしい」という主体の価値判断が「道路交通法の改正」という(他者が行為の理由とする)規範を作り上げているとも考えられる。

例(B)における行為の理由の類型は、「規範」を「行為の理由」とすることであるとする。そしてこの「価値」と「規範」の区別は、倫理学における帰結主義と義務論の対立へ繋がっていると論じている。

ところで、この「行為の理由」の2種類の議論は、「帰結主義」と「義務論」という対立のほかにも、法哲学の規範的正義論において、リベラリズムと呼ばれる立場が主張する「正義」と「善」の区別にも通じるのではないかと現在の私は考えている。すなわちリベラリズムの分類によると、「動機付け理由」を根拠とするタイプの行為に対しては「善」という概念が適用され、「規範理由」を根拠とするタイプの行為に対して「正義」という概念が適用されるケースが多いように見受けられる。そして、しばしば指摘されることだが、マクダウェルはウィトゲンシュタインと同様に一般原理の追求には悲観的であり、また規範倫理上は徳倫理学の立場を主張しているのだから、確かにマクダウェルは事例(B)のような「規範理由」のケースをあまり考察していないようにも見える<sup>62)</sup>。

また、一部のリベラリズムの論者の主張によれば、「規範理由」を根拠とする「正義」こそが、道徳的価値と区別される法的価値なのだとしてしばしば主張される<sup>63)</sup>。そのため、この論点は、近代における法と道徳の分離という論点とも関わってくる。マクダウェルが主張するように本来の価値判断を伴う「行為の理由」の形成は行為主体が一定のトレーニングを行わなければ不可能であるのだが、マクダウェルがインスピレーションの源泉としている古代ギリシャの時代と違い、近代以降は社会の拡大や職業の専門化が続くにつれ、行為主体が道徳的な問題に対し

62) この点に関しては、安彦一恵のマクダウェル批判 [安彦 1999 : p. 69-73] を参照されたい。ただし、私はマクダウェルの枠組に「トレーニング」の指標である「規範」の側面を付け加えることで、十分マクダウェルの議論を擁護することは可能であると考えている。

63) 例えば、井上達夫は以下のように述べる。

「しかし、公定された人間の倫理的完成態への権力的強制・誘導を要することの「道徳主義的 (moralistic)」発想ほどリベラリズムと相容れないものはない。正義に対するこの道徳主義的誤解 (中略) を生み出しているのは、人生の意味や目的を示す善の理念と正義との混同である。(中略) 正義の道徳主義的誤解が誤解であるのはこの自由を主張しているからではなく、この道徳主義的意味合いにしか理解できないものと前提しているからである。しかし、正義を先のように善から区別された特殊な価値として理解する可能性に我々の目を開くならば、正義とリベラリズムとの内在的結合が明らかになる。」 [井上 1986 : p. 203f]

て一定のトレーニングを積むことが難しくなり、行為や価値における判断の収束も困難になる。また社会が発展するにつれ統治者と被統治者も分離するようになり、トレーニングが困難な被統治者向けに対して統治者が（事例(B)における「道路交通法」のような）「規範理由」という行為の理由を提供するために規範や法を作るようになるという過程が、古代・中世から近代に至るまでの法と道徳の分離の歴史ではないだろうか。

こうした近代における法と道徳の分離という状況は、現代社会においてもある側面において極めて合理的な状況と言えるかもしれない。なぜならば、現代は近代よりも更に社会が拡大・複雑化し、一般人がマクダウェルの主張するような一定のトレーニングを積むことはますます困難になっている。また経済恐慌や戦争や天災などの非常事態が起きた場合、一定のトレーニングをほとんど積んでいない単独の行為主体が短時間で一定の合理的な判断をくだすことは困難であるため、統治主体が被統治者に対して、行為の理由を暫定的に提供することが、実践においては必要になる場面は確かにあるかもしれない。もし行為の理由におけるこの側面を重視するのであれば、安藤馨が主張するような統治功利主義 [安藤 2007]、あるいはJ. ラズ (J. Raz) のような「権威としての法」<sup>64)</sup>のような方向性に法哲学は進むことになるであろう。

しかし、現代社会においては、そのような近代法の方向性の限界が明らかになる事例も出現しつつあるようにも見える。例えば、Ⅲ. 5. でもやや触れたが法で明確に規定されていない項目や判例もないハードケースをどう判断するのかという問題、法規範を制定する統治主体が実践的推論における評価や価値判断を誤った時はどうするのかという熟議民主主義 (deliberative democracy) や市民的不服従の議論と直結する問題、あるいは、社会における「法化」(legalization) が進むにつれ人々が「行為の理由」として法規範に過度に依存するようになり法律で制定されていないことに対して「何でもよい」(anything goes) と判断するようになるという問題、またそのような事態を恐れて社会現象の隅々まで「法化」

64) ラズの「権威としての法」という立場を論じている論文はいくつかあるが、さしあたり [Raz 1985] を参照。また、ラズは、「実践的推論」あるいは「行為の理由」という側面から、法と道徳の区別を論じる法哲学者の一人でもある。

を進めるように人々が要求するという問題などが挙げられるだろう。そのため、「規範理由」だけを法哲学が考察の対象とするだけでは不十分であり、最低限、行為主体の「動機付け理由」との関連の上で「規範理由」の問題を論じる必要があるのではないかと私は考える。

ところで、私はⅢ. 5. の登山と地図のメタファーにおいて述べたように、ウィトゲンシュタインやマクダウェルほど、一般原理の追求にそれほど悲観的ではない。少なくともマクダウェルが主張する一定のトレーニングの指針として一般原理や社会規範は役立つと思われるし、中山康雄が指摘するように人々の認識に対する社会的側面を考慮すれば、社会認識の基盤として一般原理や社会規範は寄与している部分があるだろう [中山 2003 : 7-8章]。現段階の私の暫定的な見通しを述べるのであれば、(志向性が成立する) 対象世界からの制約と行為主体の判断に加えて、社会規範などの社会からの制約の3つの複雑なバランス関係が、価値判断を含めた私たちの判断を収束させているのではないかと考えている。そして、このバランス関係を成立させているのが、全体論的な構造となっている言語空間ではないだろうか。

## V. 今後の展望

残された課題が多いことは十分に自覚しているのだが、これまでの「価値判断を行う際には、常に志向的对象に言及する必要がある、志向的对象は主体の認識と外部の対象と相互に依存する、またそのような主体の判断においては、主体の行為の理由を常に問うことができる」ということを示す議論において、従来の法哲学が前提としてきた科学的实在論に再検討の余地があること、またマクダウェルのメタ倫理学における議論が(一般的に論じられる意味での) 相対主義でもなく、自然主義とも異なり、また道徳实在論に分類される立場でありながら、メタ倫理学上の直観主義とも異なる立場であることを、ある程度示すことができたのではないだろうか<sup>65)</sup>。更に、マクダウェルの議論で私が注目したいと考えているのは、マクダウェルの議論が価値判断の構造を詳らかにすると共に、日常の実践の中で我々が常に遭遇している価値判断の困難さも同時に説明しているということである。その困難さをどう解決するのかという問題はともかくとして、最後に

これまでの議論の総括とそれを踏まえた今後の私の研究課題としての展望を述べようと思う。

## 1. マクダウェルのこれまでの議論の意義

これまでに論じたマクダウェルのメタ倫理学上の議論においては、ある種の哲

- 65) この論文の草稿を読んだ知人から、私やマクダウェルの立場が、Ⅰ. で取り上げた田中成明のような「合意」に価値判断の根拠を求め、価値判断を問主観的だとする議論とどのように違うのかという質問を受けた。そこで、価値判断を問主観的だとする立場と自分との立場との違いを、自分の立場を明確にする意味も含めて、念のために説明しておく。

第一に、価値判断を問主観的だとする論者は、自然科学の理論知（あるいは事実判断）と価値判断や法的推論に関わる実践知を区別する（少なくとも、田中成明が依拠するハーバーマスの（事実判断の）真理のレベルと（価値判断の）妥当性のレベルを区別する）が、私の立場は理論知と実践知の間のある程度の連続性を認める。

第二に、価値判断を問主観的だとする論者は、価値判断を基本的には主体の心理のプロセスあるいは心理的メカニズムと捉え、それらが主体間で一致することを問主観的と呼んでいる（そのため、この立場は基本的には道徳的反実在論と解釈できる）。私の立場は、Ⅲ. でも論じたように主体の判断と対象世界の両方を説明しなければ、価値判断の説明にはならないと考える。

第三に、私の立場はたとえ共同体が「合意」に至ったとしても、価値判断が誤りうる可能性を認めるということである。例えば、マクダウェルの影響が強い最近のパトナムは、ハーバーマスを批判する際に次のような例を持ち出す [Putnam 2002 : pp. 126-129 (邦訳 : pp. 159-163)]。

ある父親が子供をからかうことによって心理的に虐待しているが、彼は（サディズムのせい、鈍感さのせいかわからないが）その子の涙が本気ではないと言い張る行為が、残酷な行為かどうか共同体の中で「理想的発話状況」で話し合われるとする。しかし、共同体のメンバーが「鈍感さ」や「サディズム」という一種の「濃い倫理的概念」を学んでなければ、この行為が残酷かどうかは合意によっては判断ができない、とパトナムは論じる。

妥当な価値判断へと導く要素の1つが「合意」であることは私も否定しないが、合意だけを唯一の妥当な価値判断へと導く要素と考えることをパトナムと同様に私は誤りであると主張したい。「合意」だけを妥当な価値判断の要素とした場合、恐らくは、日本語で「馴れ合い」と蔑まれるような状況や、ナチスドイツにおいて民主的プロセスでヴァイマル憲法が改正された事例などを、「理想的発話状況」の瑕疵等だけで説明するのは難しいのではないだろうか。すなわち、妥当な価値判断へと導くためには、私が考えるもう1つの要素である対象世界の事態を前にいかに行為すべきかと行為の理由を考える熟慮のプロセスが含まれていなければならない。価値に対する反実在論は、この熟慮のプロセスを無視しているのではないかと現在の私は考えている。また、妥当な価値判断に至るまでには「合意」以外の要素が必要だと考える論者も、「それでは合意以外のどのような要素が必要なのか？」という問いに対して、明晰な説明をする論者はほとんど見受けられないように思える。

学的バックグラウンドと理論的関心が見え隠れするように思える。

第一に、「主体の認識と対象世界は切り離せない」（あるいは「主体と対象の相互依存関係）」という主張が挙げられるだろう。これは「心」と「世界」が切り離せないとも、「存在論」と「認識論」が分離できないとも呼べるかもしれない。つまり、プラトニズム的な直観主義の立場でも、マッキーの錯誤理論の立場でも、一般的な自然主義の立場でも、この2つが完全に分離できるということを前提とする。この前提はマクダウェルが一貫して批判し続けている近代のデカルト主義の構図が、現在もそのまま引き継がれているということを示す。またこのマクダウェルの立場は、対象と認識が相互依存の関係にあるため、完全に外部世界の対象のみに依存する立場（例えば、科学的实在論や唯物論…）とも完全に主体の認識に依存する立場（例えば、唯名論、独我論、観念論…）と区別されると、少なくともマクダウェルは考えているように思える。

第二に「自明性（self-evidence）が保証されるような命題はあり得ない」という主張が挙げられるだろう。マクダウェルがマッキーの「類似」の概念の批判で示唆したように、自然科学で扱うような实在にのみ特権性や完全な客観性を付与し、それとの対応関係で真偽が問われる（換言するのであれば、全ての命題は批判可能性に開かれている）認識モデルよりも、真偽が問題となる文脈の中で真となる信念をもつために必要な理由や根拠を重視するような立場を目指しているように思われる。そして、この主張は、W. V. O. クワイン（W. V. O. Quine）やデイヴィドソンが論じた全体論と経験主義の議論に強いインスピレーションをマクダウェルは受けている [McDowell 1994 : pp. 129-161]。

もちろん、これらの2つを両立させるような都合の良い立場などがありうるのか、という疑問はあるだろう。実際に、クワインやデイヴィドソンの全体論の議論において、クワインは言語の公共性を維持し言語相対主義に陥らないために「観察文」という特権的な命題を導入し、また、デイヴィドソンは「三角推量」という比喩でコミュニケーションそのものが言語の公共性を維持すると考えたが、デイヴィドソンの枠組では判断の基盤となりうる対象世界をうまく説明できないというジレンマを招いた。

マクダウェルは、主著の『心と世界』において「理由の空間」や「第二の自然」

というキーワードを導入することで、この2つの主張が両立できるという見取り図を論じているように思える。こうしたマクダウェルの立場を受け入れることは、科学理論における認識と、法的推論を含めた広義の意味での価値判断との間で（命題の否定しやすさ／しにくさ、あるいは論争可能性の強弱という違いはあるかもしれないが）「真となる信念をもつための必要な理由・根拠」が説明できるかどうかという面で、連続性を訴えることになると思うのである。そしてこのマクダウェルの方向性は、現在私が目指している方向性とほぼ重なる。マクダウェルのこの2つの主張を両立させようとする『心と世界』における見取り図を検討することが、私の今後の課題となる。

## 2. 法哲学の議論との関連性

法哲学の議論とマクダウェルの議論との関連性は、これまでいくつか論じてきた。第一に、III. 5. で論じたようなマクダウェルの「ある概念を同じ事柄に適用する」という議論が法的推論の議論にもつながるのではないかという指摘であり、第二に、VI. 2. で論じたように一般的に事実判断や価値判断と呼ばれるものが「志向性」という側面から分析すると共通の構造が含まれているという論点であり、第三に、VI. 3. で論じたように「行為の理由」の2類型という側面から法哲学の1つの大きな問題に突き当たることであつた。

これらの議論をもっと詳細に展開しなければならないことは十分に承知しているのだが、これらの法哲学の議論の関連性を考察する上でマクダウェルの議論の1つの限界も見えてきたように思える。これは、VI. 3. の最後でやや示唆したことだが、マクダウェルがそれほど詳しくは論じていない「行為の理由」としての一般原理や規範も、主体の判断にある程度影響しているのではないかという問題である。しかし、現在の私の見通しでは、マクダウェルのモデルにこのような「社会からの制約」を加えて補強することにより、マクダウェルの枠組を法哲学に導入することは十分可能であると考えている。このようにマクダウェルの議論の修正・補強を検討することも、マクダウェルの議論の枠組を検討した後の課題となる。

[参考文献]

Anscombe, G. E. M. [1963] *Intention (2<sup>nd</sup> Ed.)*, Blackwell. [邦訳：『インテンション』管豊彦訳、1984年、産業図書]

Anscombe, G. E. M. [1981] “The intentionality of sensation: A grammatical Feature” in *Metaphysics and the philosophy of mind*, Blackwell.

Baier, Kurt [1958] *The moral point of view: a rational basis of ethics*, Cornell University Press.

Blackburn, Simon [1981] “Rule-following and Moral realism” in Holtzman and Leich (eds.), *Wittgenstein: to follow a rule*, Routledge Kegan & Paul.

Blackburn, Simon [1984] *Spreading the word*, Oxford University Press.

Blackburn, Simon [1993] *Essays in quasi-realism*, Oxford University Press.

Dancy, Jonathan [2000] *Practical reality*, Oxford University Press.

Dancy, Jonathan [2006] *Ethics without Principles*, Oxford University Press.

Davidson, Donald [1967/2001] “Causal relations” in *Essays on actions and event*, Oxford University press. [邦訳：「因果的關係」『行為と出来事』服部裕幸他訳、勁草書房、1990年]

Davidson, Donald [1970/2001] “Mental events” in *Essays on actions and event*, Oxford University press. [邦訳：「心的出来事」『行為と出来事』服部裕幸他訳、勁草書房、1990年]

Davidson, Donald [1974/2001] “On the very idea of conceptual scheme” in *Inquiries into truth and interpretation (2<sup>nd</sup> ed.)*, Oxford University Press. [邦訳：「概念枠という考え方そのものについて」『真理と解釈』野本和幸他訳、勁草書房、1991年]

Fodor, Jerry [1978] “Propositional attitudes” in *The Monist*, Vol. 61, No. 4.

Harman, Gilbert [1976] *The nature of Morality*, Oxford University Press. [邦訳：『哲学的倫理学叙説』大庭健他訳、産業図書、1988年]

Jacob, Pierre [2003] “intentionality” in *Stanford Encyclopedia of philosophy*, (<http://plato.stanford.edu/entries/intentionality>).

Mackie, J. L. [1976] *Problems from Locke*, Clarendon press.

Mackie, J. L. [1977] *Ethics; inventing right and wrong*, Penguin. [邦訳：『倫理学—道徳を創造する—』加藤尚武監訳、哲書房、1990年]

- Mackie, Penelope [1995] “causality” in (ed.) Ted Honderich, *The Oxford Companion to philosophy*, Oxford University Press.
- McDowell, John [1979/1998] “Virtue and reason” in *Mind, Value, & Reality*, Harvard University Press. [邦訳：「徳と理性」萩原理訳『思想』2008年7月号、No. 1011、岩波書店]
- McDowell, John [1981/1998] “Non-cognitivism and rule-following” in *Mind, Value, & Reality*, Harvard University Press.
- McDowell, John [1985/1998] “Value and secondary qualities” in *Mind, Value, & Reality*, Harvard University Press.
- McDowell, John [1987/1998] “Projection and truth in ethics” in *Mind, Value, & Reality*, Harvard University Press.
- McDowell, John [1991 a/1998] “Intentionality and interiority in Wittgenstein” in *Mind, Value, & Reality*, Harvard University Press.
- McDowell, John [1991 b/1998] “Intentionality De Re” in *Meaning, Knowledge, & Reality*, Harvard University Press.
- McDowell, John [1993/1998] “Meaning and intentionality in Wittgenstein’s later philosophy” in *Mind, Value, & Reality*, Harvard University Press.
- McDowell, John [1994] *Mind and World*, Harvard University Press.
- Miller, Alexander [2003] *An introduction to contemporary metaethics*, Polity Press.
- Nagel, Thomas [1979] *Mortal questions*, Cambridge University Press. [邦訳：『コウモリであるとはどのようなことか』永井均訳、勁草書房、1989年]
- O’Neil, Onora [2005] “Practical reason and ethics”, in *The shorter routledge encyclopedia of philosophy*, Routledge, pp. 832-837.
- Putnam, Hilary [1975] “The meaning of “meaning”” in *Mind, Language and Reality: Philosophical Papers Vol. 2*, Cambridge University Press.
- Putnam, Hilary [1981] *Reason, Truth and History*, Cambridge University Press. [邦訳：『理性・真理・歴史』野本和幸他訳、法政大学出版局、1994年]
- Putnam, Hilary [1999] *The Threefold Cord: Mind, body, and world*, Columbia University Press. [邦訳：『心・身体・世界』野本和幸監訳、法政大学出版局、1994年]

- Putnam, Hilary [2002] *The collapse of the fact/value dichotomy*, Harvard University Press. [邦訳：『事実／価値二分法の崩壊』藤田晋吾他訳、法政大学出版局、2006年]
- Raz, Joseph [1985] “Authority, Law and Morality”, in *Monist*, No. 68. [邦訳：「権威・法・道徳」『権威としての法』、深田三徳編訳、勁草書房、1994年]
- Russell, Bertrand [1912] *The Problems of Philosophy*, Home University Library [邦訳：『哲学入門』高村夏輝訳、筑摩書房、2005年]
- Ryle, Gilbert [1949] *The concept of mind*, Hutchinson's University Library. [邦訳：『心の概念』坂本百大他訳、みすず書房、1987年]
- Scanlon, T. M. [1998] *What we owe to each other*, Harvard University Press.
- Searle, J. R. [1983] *Intentionality: An essay in the philosophy of mind*, Cambridge University Press [邦訳：『志向性一心の哲学—』坂本百大監訳、誠信書房、1997年]
- Smith, Michael [1994] *The moral problem*, Blackwell. [邦訳：『道徳の中心問題』梶則章監訳、ナカニシヤ出版、2006年]
- Wittgenstein, Ludwig [1958] *Philosophische Untersuchungen*, Basil Blackwell. [邦訳：『哲学探究』藤本隆志訳、大修館書店、1975年]
- Wittgenstein, Ludwig [1969] *Philosophische Grammatik Teil I*, Basil Blackwell. [邦訳：『哲学的文法1』山本信訳、大修館書店、1975年]

碧海純一 [2000] 『新版 法哲学概論 [全訂第2版補正版]』弘文堂

安彦一恵 [1999] 「二つの合理性概念：J. McDowell的「道徳実在論」の批判的検討」『哲学』50号、pp. 61-73

安藤馨 [2007] 『統治と功利』勁草書房

飯田隆 [1987] 『言語哲学大全1—論理と言語』勁草書房

飯田隆 [1997] 『ウイトゲンシュタイン—言語の限界』講談社

飯田隆 [2004] 「分析哲学としての哲学／哲学としての分析哲学」『現代思想』第32巻8号、pp. 48-57

石黒ひで [2007] 「アンスコム の行為論」『哲学の歴史』中央公論新社、pp. 488-492

伊藤克彦 [2008a] 「法哲学における『価値』の問題とジョン・マクダウェルの『理由

の空間』『創文』2008年1/2月合併号、No. 505、pp. 57-60

伊藤克彦 [2008b] 「ジョン・マクダウェルの『理由の空間』とメタ法価値論の問題」『法哲学年報 2007』日本法哲学会編

井上達夫 [1986] 『共生の作法』創文社

大庭健 [2004] 「道徳言明はいかにして真あるいは偽たりうるか」『思想』2004年4月号、No. 961、pp. 5-37

門脇俊介 [1996] 『現代哲学』産業図書

門脇俊介 [2002] 『理由の空間の現象学—表象的志向性批判—』創文社

亀本洋 [1999] 「法的思考の根本問題—ルールとケース—」『法の臨界 [ I ] 法的思考の再定位』東京大学出版会

管豊彦 [1988] 『経験の可能性—ワイトゲンシュタインと知の基盤』法律文化社

黒田亘 [1983] 『知識と行為』東京大学出版会

黒田亘 [1992] 『行為と規範』勁草書房

坂本百大 [2000] 「事実からのみ当為は導出される」『法の理論』20号、pp. 155-166

沢田允茂 [1985] 「志向性の行方」『科学哲学18』日本科学哲学会編、pp. 1-14

柴田正良 [1995] 「ある論争のかたち—黒田-滝浦論争に寄せて—」『ワイトゲンシュタイン読本』法政大学出版局、pp. 120-130

瀧川裕英 [2003] 『責任の意味と制度—負担から応答へ—』勁草書房

田中成明 [1989] 『法的思考とはどのようなものか』有斐閣

内藤淳 [2007] 『自然主義の人権論』勁草書房

中山康雄 [2004] 『共同性の現代哲学—心から社会へ—』勁草書房

中山康雄 [2007] 『言葉と心』勁草書房

野本和幸 [2002] 「志向性と信念帰属の意味論」『言語哲学を学ぶ人のために』世界思想社、pp. 157-174

美濃正 [2000] 「価値は実在するか? : マクダウェル説の批判的検討」『アルケー』第8号、pp. 1-11

森村進 [2006] 「自己所有権論の擁護」『一橋法学』第5巻2号、pp. 1-51

米村幸太郎 [2008] 「規範的正義論についてのメタ倫理学的一考察」『国家学会雑誌』第121巻1・2号、pp. 113-174